



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（福祉・援護課）…………… 1
- 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（高齢者福祉介護課）…… 3
- 沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（高齢者福祉介護課）… 7
- 沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（高齢者福祉介護課）…… 16
- 沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（高齢者福祉介護課）…………… 22
- 沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（高齢者福祉介護課）…………… 28
- 沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（高齢者福祉介護課）…………… 34
- 沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（高齢者福祉介護課）…………… 41
- 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（高齢者福祉介護課）…… 66
- 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（青少年・児童家庭課）…… 90
- 沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（青少年・児童家庭課）…… 97
- 沖縄県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（障害保健福祉課）… 98
- 沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（障害保健福祉課）…………… 99
- 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（障害保健福祉課）…………… 100
- 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（障害保健福祉課）…………… 106
- 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（障害保健福祉課）…………… 109
- 沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（障害保健福祉課）…………… 127
- 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（障害保健福祉課）… 133
- 沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（障害保健福祉課）…… 143
- 沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則（医務課）…………… 149

規 則

沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第43号

沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第78号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(救護施設の設備の基準)

第3条 条例第14条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての救護施設の建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第14条第3項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室

ア 地階に設けてはならないこと。

イ 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上とすること。

ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

エ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

オ 特別居室は、原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(2) 静養室

ア 医務室又は介護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号ア及びウからオまでに定めるところによること。

(3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

(4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

(5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(7) 介護職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

3 条例第14条第5項に規定する設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(救護施設の職員の配置の基準)

第4条 条例第16条第2項に規定する規則で定める職員の総数は、通じておおむね入所者の数を5.4で除して得た数以上とする。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第5条 条例第22条の規則で定める給付金は、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準第十六条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年厚生労働省告示375号）に定める給付金とする。

2 条例第22条に規定する規則で定める金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

(2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(更生施設の設備の基準)

第6条 条例第24条第1項の規則で定める基準は、同項第9号に掲げる作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならないものとする。

2 前項に規定するもののほか、更生施設の設備の基準については、第3条第2項第1号（オを除く。）及び第2号から第6号まで並びに第3項の規定を準用する。

(更生施設の職員の配置の基準)

第7条 条例第25条第2項に規定する規則で定める職員の総数は、入所人員が150人以下の施設にあっては6人以上、入所人員が150人を超える施設にあっては6人に150人を超える部分40人につき1人を加えた数以上とする。

(準用)

第8条 第5条の規定は、更生施設について準用する。

(授産施設の設備の基準)

第9条 条例第30条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 作業室

ア 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。

イ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 便所 男子用と女子用を別に設けること。

(宿所提供施設の設備の基準)

第10条 条例第36条の規則で定める基準は、同条第2号に掲げる炊事設備の火器を使用する部分には、不燃材料を用いなければならないものとする。

2 前項に規定するもののほか、宿所提供施設の設備の基準については、第3条第2項第1号（オを除く。）並びに第3項第1号及び第2号の規定を準用する。

(補則)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第44号

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第79号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(記録の整備)

第3条 条例第10条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 処遇計画

(2) 行った具体的な処遇の内容等の記録

(3) 条例第17条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 条例第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 条例第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(設備の基準)

第4条 条例第12条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物

であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難を可能とする構造であって、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第12条第3項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 居室
 - ア 地階に設けてはならないこと。
 - イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 - ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - エ 入所者の寝具及び身の回り品を各入所者ごとに収納することができる収納設備を設けること。
 - (2) 静養室
 - ア 医務室又は職員室に近接して設けること。
 - イ 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、前号ア、ウ及びエに掲げるところによること。
 - (3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。
 - (4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
 - (5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
 - (6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
 - (7) 職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- 3 条例第12条第4項に規定する設備の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
 - (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - (3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(職員の配置の基準)

第5条 条例第13条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 施設長 1
- (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (3) 生活相談員
 - ア 常勤換算方法で、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1以上とすること。
 - イ 生活相談員のうち入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。
- (4) 支援員
 - ア 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第23号）第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。第6項において同じ。）又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第24号）第226条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。第6項において同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が15又はその端数を増すごとに1以上とすること。
 - イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。

- (5) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (6) 栄養士 1以上
- (7) 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当数
- 2 前項（第1号、第2号、第6号及び第7号を除く。）の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム（以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。）に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員の員数については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 生活相談員
- ア 常勤換算方法で、1に、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とすること。
- イ 生活相談員のうち入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。
- (2) 支援員
- ア 常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支援員の数以上とすること。
- イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。
- (3) 看護職員
- ア 入所者の数が100を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2以上とすること。
- イ 入所者の数が100を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2に、入所者の数が100を超えて100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とすること。
- 3 前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 4 第1項、第2項、第7項及び第9項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 6 第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）であつて、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。
- 7 外部サービス利用型養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第1項第3号又は第2項第1号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、1を減じた数とすることができる。
- 8 第1項第4号イ又は第2項第2号イの主任支援員は、常勤の者でなければならない。
- 9 第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上とする。
- 10 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。
- 11 条例第13条第3項の規則で定める場合は、次に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められる場合とする。
- (1) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
- (2) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）
- (3) 診療所 事務員その他の従業者

(生活相談員の業務)

第6条 条例第23条の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
 - (2) 条例第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。
 - (3) 条例第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録を行うこと。
- 2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホームにあっては、主任支援員が前2項に掲げる業務を行うものとする。

(衛生管理等)

第7条 条例第25条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年厚生労働省告示第268号）に沿った対応を行うこと。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第8条 条例第30条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日前から引き続き存する養護老人ホーム（建築中であつたものを含む。）における第4条第2項第1号イの規定の適用については、同号イ中「10.65平方メートル」とあるのは、「収納設備等を除き、3.3平方メートル」とする。

別表（第5条関係）

一般入所者の数	支援員の数
20以下	4
21以上30以下	5
31以上40以下	6
41以上50以下	7
51以上60以下	8
61以上70以下	10

71以上80以下	11
81以上90以下	12
91以上110以下	14
111以上120以下	16
121以上130以下	18
131以上	18に、入所者の数が131を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数

沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第45号

沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第80号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(職員の専従)

第3条 条例第7条ただし書の規則で定める職員は、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合、特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合、地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合又は地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の介護職員及び看護職員（条例第41条第2項の規定により配置される看護職員に限る。）とする。

(記録の整備)

第4条 条例第10条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 入所者の処遇に関する計画
- (2) 行った具体的な処遇の内容等の記録
- (3) 条例第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 条例第32条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(設備の基準)

第5条 条例第11条第1項ただし書に規定する規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての特別養護老人ホームの建物とする。

- (1) 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。以下同じ。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階に、又は入所者の日常生活に充てられる場所（居室を除く。）を地階に設けている場合においては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第9条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第9条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

- ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第11条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であって、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例第11条第3項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 静養室
 - ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
 - イ アに定めるもののほか、条例第11条第4項第2号及び第4号から第8号までの規定に定めるところによること。
 - (2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
 - (3) 洗面設備
 - ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
 - (4) 便所
 - ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 - イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
 - (5) 医務室
 - ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
 - イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
 - (6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
 - (7) 介護職員室
 - ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 - イ 必要な備品を備えること。
 - (8) 食堂及び機能訓練室
 - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
 - イ 必要な備品を備えること。
- 4 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室、静養室等」という。以下同じ。）は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。
- (1) 居室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。
 - (2) 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
 - (3) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338

号) 第112条第1項に規定する特定防火設備(以下「特定防火設備」という。)により防災上有効に区画されていること。

5 条例第11条第5項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上(中廊下(廊下の両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。以下同じ。)においては、2.7メートル以上)とすること。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
- (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- (5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

(職員の配置の基準)

第6条 条例第12条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 施設長 1

(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(4) 介護職員又は看護職員

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 入所者の数が30を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上

(イ) 入所者の数が30を超えて50を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2以上

(ウ) 入所者の数が50を超えて130を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3以上

(エ) 入所者の数が130を超える特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(5) 栄養士 1以上

(6) 機能訓練指導員 1以上

(7) 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適當数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第1項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。

4 第1項第1号の施設長及び同項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

5 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である特別養護老人ホームにおいて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合は、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(衛生管理等)

第7条 条例第27条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年厚生労働省告示第268号）に沿った対応を行うこと。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第8条 条例第32条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

（ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準）

第9条 条例第36条第1項ただし書に規定する規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物とする。

(1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を2階に、又は入所者の日常生活に充てられる場所（居室を除く。）を地階に設けている場合においては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第43条において準用する条例第9条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第43条において準用する条例第9条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第36条第3項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット（居室を除く。）

ア 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 地階に設けてはならないこと。

(ウ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(エ) 必要な設備及び備品を備えること。

イ 洗面設備

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

ウ 便所

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 医務室

ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

3 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

(1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有す

る場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有すること。

(2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

4 条例第36条第5項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上(中廊下においては、2.7メートル以上)とすること。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

5 前項第1号の規定にかかわらず、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、廊下の幅は、1.5メートル以上(中廊下においては、1.8メートル以上)とすることができる。

(ユニット型特別養護老人ホームの勤務体制の確保等)

第10条 条例第41条第2項の規則で定める職員の配置は、次に掲げる職員の配置とする。

(1) 昼間については、各ユニットに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) 各ユニットに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準)

第11条 条例第45条第1項ただし書に規定する規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物とする。

(1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を2階に、又は入所者の日常生活に充てられる場所(居室を除く。)を地階に設けている場合においては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第49条において準用する条例第9条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第49条において準用する条例第9条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第45条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であって、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第45条第3項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 静養室

ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

- イ アに定めるもののほか、条例第45条第4項第2号及び第4号から第8号までの規定に定めるところによること。
- (2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
- (3) 洗面設備
- ア 居室のある階ごとに設けること。
- イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- (4) 便所
- ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- (5) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。
- (6) 調理室
- ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。
- (7) 介護職員室
- ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- イ 必要な備品を備えること。
- (8) 食堂及び機能訓練室
- ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- イ 必要な備品を備えること。
- 4 居室、静養室等は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。
- (1) 居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。
- (2) 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (3) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。
- 5 条例第45条第5項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下においては、1.8メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
- (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- (5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
- (地域密着型特別養護老人ホームの職員の配置の基準)

第12条 条例第46条第1項の規則で定める基準は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 施設長 1
 - (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 - (3) 生活相談員 1以上
 - (4) 介護職員又は看護職員
 - ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。
 - イ 看護職員の数は、1以上とすること。
 - (5) 栄養士 1以上
 - (6) 機能訓練指導員 1以上
 - (7) 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 3 第1項、第5項及び第7項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。
- 4 第1項第1号の施設長は、常勤の者でなければならない。
- 5 第1項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1以上とする。
- 6 第1項第4号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1以上とする。
- 8 条例第46条第3項の規則で定める場合は、次に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められる場合とする。
- (1) 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員
 - (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者
 - (3) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）
 - (4) 診療所 事務員その他の従業者
- 9 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。
- 10 地域密着型特別養護老人ホームに沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第23号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第24号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 11 地域密着型特別養護老人ホームに、指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所若しくは指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設され

る場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。

13 地域密着型特別養護老人ホームに、指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定複合型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

（ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準）

第13条 条例第51条第1項ただし書に規定する規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物とする。

(1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を2階に、又は入所者の日常生活に充てられる場所（居室を除く。）を地階に設けている場合においては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第53条において準用する条例第9条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第53条において準用する条例第9条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第51条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であって、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第51条第3項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット（居室を除く。）

ア 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 地階に設けてはならないこと。

(ウ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(エ) 必要な設備及び備品を備えること。

イ 洗面設備

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

ウ 便所

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(4) 調理室

ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

4 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

(1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。

(2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

5 条例第51条第5項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下においては、1.8メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホームの建物については、第5条第3項第8号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）及び第11条第3項第8号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間、適用しない。

3 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第5項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しよ

うとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第5条第3号第8号ア及び第11条第3項第8号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

4 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第5条第3項第8号ア及び第11条第3項第8号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

(2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第5条第5項第1号、第9条第4項第1号及び同条第5項、第11条第5項第1号並びに第13条第5項第1号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年 3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第46号

沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第81号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(記録の整備)

第3条 条例第10条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 入所者に提供するサービスに関する計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第18条第4項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 条例第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(設備の基準)

第4条 条例第11条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であって、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第11条第3項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 居室
 - ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。
 - イ 地階に設けてはならないこと。
 - ウ 一の居室の床面積は、21.6平方メートル（エの設備を除いた有効面積は14.85平方メートル）以上とすること。ただし、アただし書の場合においては、31.9平方メートル以上とする。
 - エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。
 - オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - (2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとすのほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。
 - (3) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- 3 前項第1号の規定にかかわらず、10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下この項において同じ。）により構成される区画における設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 居室
 - ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。
 - イ 地階に設けてはならないこと。
 - ウ 一の居室の床面積は、15.63平方メートル（エの設備を除いた有効面積は13.2平方メートル）以上とすること。ただし、アただし書の場合においては、23.45平方メートル以上とする。
 - エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合においては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。
 - オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - (2) 共同生活室
 - ア 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - イ 必要な設備及び備品を備えること。
- 4 前3項に規定するもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
- (1) 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。
 - (2) 居室が2階以上の階にある場合にあつては、エレベーターを設けること。
- （職員の配置の基準）
- 第5条 条例第12条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 施設長 1
 - (2) 生活相談員 入所者の数が120又はその端数を増すごとに1以上
 - (3) 介護職員
 - ア 一般入所者（入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護（沖縄県指定居宅サービス等の事業の

人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第23号）第217条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）
（沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第24号）第203条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていない者をいう。以下同じ。）の数が30以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上

イ 一般入所者の数が30を超えて80以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2以上

ウ 一般入所者の数が80を超える軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2に実情に応じた適当数を加えて得た数

(4) 栄養士 1以上

(5) 事務員 1以上

(6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第1項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5 第1項第2号の生活相談員を置く場合においては、当該生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 条例第12条第1項ただし書に規定する規則で定める軽費老人ホーム及び職員は、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホーム（入居者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）及び第1項第2号の生活相談員のうち1人とする。

7 第1項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

8 第1項第3号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合において、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち1人を置かないことができる。

9 第6項及び第8項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かななければならない。

10 第1項第4号の栄養士及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。

11 条例第12条第3項の規則に定める場合は、次に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員より当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められる場合とする。

(1) 介護老人保健施設 調理員又はその他の従業者

(2) 診療所 その他の従業者

12 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。

（入所申込者等に対する説明等）

第6条 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、条例第13条第1項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する

方法で次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第13条第1項の重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第13条第1項の重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 第1項の電子情報処理組織とは、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

4 軽費老人ホームは、第1項の規定により条例第13条第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第1項第1号及び第2号に規定する方法のうち軽費老人ホームが使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た軽費老人ホームは、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、条例第13条第1項の重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（生活相談員の業務）

第7条 条例第24条第1項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業をいう。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

(2) 条例第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。

(3) 条例第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録を行うこと。

（衛生管理等）

第8条 条例第27条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。

(2) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年厚生労働省告示第268号）に沿った対応を行うこと。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第9条 条例第34条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(軽費老人ホームA型の設備の基準)

- 2 条例附則第8項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。
 - (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であって、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例附則第9項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、原則として1人とする。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 入所者1人当たりの床面積は、6.6平方メートル（収納設備を除く。）以上とすること。

- (2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとすほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

- (3) 医務室 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

- (4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(軽費老人ホームA型の職員の配置の基準)

- 4 条例附則第10項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 施設長 1

(2) 生活相談員

ア 生活相談員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 入所者の数が170以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、1以上

(イ) 入所者の数が170を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、2以上

イ 生活相談員のうち1人を主任生活相談員とすること。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない軽費老人ホームA型であつて入所者の数が50以下のものにあつては、この限りでない。

(3) 介護職員

ア 介護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 入所者の数が80以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4以上

(イ) 入所者の数が80を超えて200以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4に入所者の数が80を超えて20又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(ウ) 入所者の数が200を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、10に実情に応じた適当数を加えて得た数

イ 介護職員のうち1人を主任介護職員とすること。

(4) 看護職員

- ア 入所者の数が130以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、1以上
- イ 入所者の数が130を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、2以上
- (5) 栄養士 1以上
- (6) 事務員 2以上
- (7) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (8) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームA型の実情に応じた適当数
- 5 前項第2号から第4号までの規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型に置くべき生活相談員、介護職員及び看護職員は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 生活相談員 入所者の数が170を超える軽費老人ホームA型にあつては、1以上
- (2) 介護職員
- ア 介護職員の数は、次のとおりとすること。
- (ア) 一般入所者の数が20以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、1以上
- (イ) 一般入所者の数が20を超えて30以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、2以上
- (ウ) 一般入所者の数が30を超えて40以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、3以上
- (エ) 一般入所者の数が40を超えて80以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4以上
- (オ) 一般入所者の数が80を超えて200以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4に一般入所者の数が80を超えて20又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (カ) 一般入所者の数が200を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、10に実情に応じた適当数を加えて得た数
- イ 一般入所者の数が40を超える軽費老人ホームA型にあつては、介護職員のうち1人を主任介護職員とすること。
- (3) 看護職員
- ア 一般入所者の数が130以下の軽費老人ホームA型にあつては、1以上
- イ 一般入所者の数が130を超える軽費老人ホームA型にあつては、2以上
- 6 前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、再開の場合は、推定数による。
- 7 附則第4項及び附則第5項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームA型において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 8 附則第4項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 9 附則第4項第2号及び附則第5項第1号の生活相談員（主任生活相談員が配置されているときは当該主任生活相談員）のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 10 附則第4項第3号イ及び附則第5項第2号イの主任介護職員は、常勤の者でなければならない。
- 11 附則第4項第4号及び附則第5項第3号イの看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 12 附則第4項第5号の栄養士は、常勤の者でなければならない。
- 13 附則第4項第6号の事務員のうち1人（入所定員が110人を超える軽費老人ホームA型にあつては、2人）は、常勤の者でなければならない。
- 14 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。
- （軽費老人ホームA型における生活相談員の責務）
- 15 条例附則第15項の規則で掲げる業務は、次に掲げる業務とする。
- (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
- (2) 条例附則第18項において準用する条例第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。

(3) 条例附則第18項において準用する条例第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録を行うこと。

沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年 3月31日

沖縄県規則第47号

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年沖縄県条例第82号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(従業者の配置の基準)

第3条 条例第5条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(3) 介護職員又は看護職員

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法（当該指定介護老人福祉施設において、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下この条において同じ。）で入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 入所者の数が30を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、1以上

(イ) 入所者の数が30を超えて50を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、2以上

(ウ) 入所者の数が50を超えて130を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、3以上

(エ) 入所者の数が130を超える指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、3に入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(4) 栄養士 1以上

(5) 機能訓練指導員 1以上

(6) 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

2 前項の入所者の数は、前年度の平均数を用いるものとする。ただし、新規に指定介護老人福祉施設の指定を受ける場合においては、推定数によるものとする。

3 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合又は指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合の介護職員及び看護職員（条例第52条第2項の規定により配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

5 第1項第3号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第1項第5号の機能訓練指導員は、入所者が日常生活を営む上で必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

- 7 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
- 8 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
- 9 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の員数は、当該指定介護老人福祉施設がサテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。）である指定介護老人福祉施設の場合において、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かないときは、当該指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

（設備の基準）

第4条 条例第6条第1項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
- (2) 浴室 要介護者の入浴に適したものとすること。
- (3) 洗面設備 居室のある各階に設け、要介護者の使用に適したものとすること。
- (4) 便所
 - ア 居室のある各階に居室に近接して設けること。
 - イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者の使用に適したものとすること。
- (5) 医務室
 - ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
 - イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるとともに、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- (6) 食堂及び機能訓練室
 - ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
 - イ 必要な備品を備えること。
- (7) 廊下 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下（廊下の両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。以下同じ。）においては、2.7メートル以上）とすること。
- (8) その他 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

（電磁的方法による手続）

第5条 条例第7条に規定する規則で定める方法は、入所申込者又はその家族の希望に基づき、電子情報処理組織（指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）であって次に掲げる方法により提供する方法とする。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げる方法

- ア 電磁的記録を指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

- イ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電磁的記録を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録を記録する方法

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに電磁的記録を記録したものを交付する方法

- 2 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

- 3 指定介護老人福祉施設は、第1項の方法による提供をしようとするときは、あらかじめ、入所申込者又

はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、当該方法による提供について、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第1項各号に規定する方法のうち指定介護老人福祉施設が使用する方法
- (2) ファイルへの記録の方式

4 前項の承諾を得た指定介護老人福祉施設は、当該承諾を得た後であっても、当該入所申込者又はその家族から、文書又は電磁的方法により、第1項の方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、条例第7条の重要事項を文書を交付する方法により明示しなければならない。

(利用料等の内容)

第6条 条例第14条第3項に規定する規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。この場合において、第1号から第4号までに定める費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）によるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
 - (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
 - (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号）により入所者が選定する特別な居室の提供に伴い必要となる費用
 - (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等により入所者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用
 - (5) 理美容に要する費用
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスとして提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、その入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 条例第14条第4項に規定する規則で定める費用は、前項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(モニタリング等)

第7条 条例第17条第9項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）は、同条第10項の規定により、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 定期的に入所者に面接すること。
 - (2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。
- 2 条例第17条第11項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - (2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
(管理者の兼務)

第8条 条例第26条ただし書に規定する規則で定める職務は、当該指定介護老人福祉施設と同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務とする。

(計画担当介護支援専門員の業務)

第9条 条例第28条の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。
- (3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。

- (4) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (5) 条例第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (6) 条例第39条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- (7) 条例第41条第2項に規定する事故の状況及び処置について記録すること。
(衛生管理等)

第10条 条例第33条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に十分に周知すること。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的の実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年厚生労働省令告示第268号）に沿った対応を行うこと。
(事故発生の防止及び発生時の対応)

第11条 条例第41条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法その他必要な事項が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が適切に報告され、かつ、当該事実の分析による改善策を、従業者に十分周知することができる体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
(記録の整備)

第12条 条例第43条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 条例第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第25条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第41条第2項に規定する事故の状況及び処置についての記録
(ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準)

第13条 条例第46条第1項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ユニット（居室を除く。）

ア 共同生活室

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

イ 洗面設備 各居室又は各共同生活室に相当数設け、要介護者の使用に適したものとすること。

ウ 便所

- (ア) 各居室又は各共同生活室に相当数設けること。
- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者の使用に適したものとすること。

- (2) 浴室 要介護者の入浴に適したものとすること。

- (3) 医務室

ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるとともに、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(4) 廊下 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下においては、2.7メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下においては、1.8メートル以上）とすることができる。

(5) その他 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

（勤務体制の確保等）

第14条 条例第52条第2項の規則で定める従業者の配置は、次に掲げる配置とする。

(1) 昼間は、各ユニットに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(3) 各ユニットに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

（準用）

第15条 第5条から第12条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第5条中「条例第7条」とあるのは「条例第54条において準用する条例第7条」と、第6条第1項中「条例第14条第3項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第14条第3項」と、同条第2項中「条例第14条第4項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第14条第4項」と、第7条第1項中「条例第17条第9項」とあるのは、「条例第54条において準用する条例第17条第9項」と、「同条第10項」とあるのは、「条例第54条において準用する条例第17条第10項」と、同条第2項中「条例第17条第11項」とあるのは、「条例第54条において準用する条例第17条第11項」と、第8条中「条例第26条ただし書」とあるのは、「条例第54条において準用する条例第26条ただし書」と、第9条中「条例第28条」とあるのは「条例第54条において準用する条例第28条」と、同条第5号中「条例第16条第5項」とあるのは「条例第47条第7項」と、同条第6号中「条例第39条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第39条第2項」と、同条第7号中「条例第41条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第41条第2項」と、第10条中「条例第33条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第33条第2項」と、第11条中「条例第41条第1項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第41条第1項」と、第12条中「条例第43条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第43条第2項」と、同条第2号中「条例第13条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第13条第2項」と、同条第3号中「条例第16条第5項」とあるのは、「条例第54条において準用する条例第16条第5項」と、同条第4号中「条例第25条」とあるのは「条例第54条において準用する条例第25条」と、同条第5号中「条例第39条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第39条第2項」と、同条第6号中「条例第41条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第41条第2項」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホームの建物については、第4条第6号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間適用しない。

3 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第4条第6号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及

び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

- 4 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第4条第6号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかによるものとする。
 - (1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
 - (2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- 5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における第4条第7号及び第13条第4号の規定の適用については、第4条第7号中「1.8メートル以上（中廊下（廊下の両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。以下同じ。）においては、2.7メートル以上）」とあるのは「1.2メートル以上（中廊下においては、1.6メートル以上）」と、第13条第4号中「1.8メートル以上（中廊下においては、2.7メートル以上）」とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下においては、1.8メートル以上）」とあるのは「1.2メートル以上（中廊下においては、1.6メートル以上）」とする。
- 6 当分の間、第6条第1項第1号中「食費の基準費用額（同条第4項）とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第13条第5項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）においては、同項第1号に規定する食費の特定基準費用額）（法第51条の3第4項）と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額）」と、第6条第1項第2号（第15条において準用する場合を含む。）中「居住費の基準費用額（同条第4項）とあるのは「居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者においては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額）（法第51条の3第4項）と、「居住費の負担限度額」とあるのは「居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者においては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額）」とする。
（一部ユニット型指定介護老人福祉施設に係る経過措置）
- 7 条例附則第5項に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設については、平成23年9月1日以後最初の指定の更新までの間は、次項及び第9項の規定によることができる。
- 8 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の設備は、ユニット部分にあつては第13条に、それ以外の部分にあつては第4条に定めるところによる。
- 9 第5条から第12条までの規定は一部ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第12条第2号中「条例第13条第2項」とあるのは「条例附則第15項において準用する条例第13条第2項」と、第9条第5号中「条例第16条第5項」とあるのは「条例附則第8項に規定される条例第16条第5項」と、第12条第4号中「条例第25条」とあるのは「条例附則第15項において準用する条例第25条」と、第9条第6号及び第12条第5号中「第39条第2項」とあるのは「条例附則第15項において準用する条

例第39条第2項」と、第9条第7号及び第12条第6号中「条例第41条第2項」とあるのは「条例附則第15項において準用する第41条第2項」と読み替えるものとする。

沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第48号

沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第83号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(従業者の配置の基準)

第3条 条例第4条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 薬剤師 当該介護老人保健施設の実情に応じた適當数
 - (2) 看護職員又は介護職員(以下「看護・介護職員」という。) 常勤換算方法(当該介護老人保健施設において、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下この条において同じ。)で入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上(看護職員の員数にあつては看護・介護職員の総数の7分の2程度を、介護職員の員数にあつては看護・介護職員の総数の7分の5程度をそれぞれ標準とする。)
 - (3) 支援相談員 1以上(入所者の数が100を超える場合においては、常勤の支援相談員1人に加え、常勤換算方法で、100を超える部分を100で除して得た数以上)
 - (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上
 - (5) 栄養士 入所定員100以上の介護老人保健施設にあつては、1以上
 - (6) 介護支援専門員 1以上(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)
 - (7) 調理員、事務員その他の従業者 当該介護老人保健施設の実情に応じた適當数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均数を用いるものとする。ただし、新たに介護老人保健施設の許可を受ける場合においては、推定数によるものとする。
- 3 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)及びユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。
- 5 第1項第6号の介護支援専門員は、次項に規定する本体施設に従事する場合において、当該本体施設の入所者の処遇に支障がないときは、次項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができる。
- 6 条例第4条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められる場合とする。
- (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員
 - (2) 病院 栄養士(病床数100床以上の病院に限る。)又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士は、併設される病院又は診療所の理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときには、置かないことができること。

(2) 支援相談員又は介護支援専門員は、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適当数とすること。

(施設の基準)

第4条 条例第5条第1項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 談話室 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

(2) 食堂 2平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。

(3) 浴室

ア 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

イ 一般浴槽とともに、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

(4) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

(5) 洗面所 療養室のある各階に設けること。

(6) 便所

ア 療養室のある各階に設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備及び常夜灯を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

(構造設備の基準)

第5条 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての介護老人保健施設の建物とする。

(1) 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けないこと。

(2) 療養室等を2階又は地階に設ける場合においては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第32条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第32条第1項に規定する訓練は、アに規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第6条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物とする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難を可能とする構造であって、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第6条第3項に規定する規則で定める構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

(2) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段（建築基準法施行令（昭和

25年政令第338号)第123条第1項又は第2項に規定する避難階段をいう。以下同じ。)を2以上設けること。ただし、前号の直通階段が屋内の避難階段に該当する場合は、当該直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

- (3) 廊下の幅は、1.8メートル以上(中廊下(廊下の両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。以下同じ。))においては、2.7メートル以上)とすること。
- (4) 廊下及び階段には手すりを設け、廊下には常夜灯を設けること。
- (5) 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
- (6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(電磁的方法による手続)

第6条 条例第7条に規定する規則で定める方法は、入所申込者又はその家族の希望に基づき、電子情報処理組織(介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)であつて次に掲げる方法により提供する方法とする。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げる方法

ア 電磁的記録を介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電磁的記録を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録を記録する方法

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに電磁的記録を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 介護老人保健施設は、第1項の方法による提供をしようとするときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、当該方法による提供について、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第1項各号に規定する方法のうち介護老人保健施設が使用する方法

- (2) ファイルへの記録の方式

4 前項の承諾を得た介護老人保健施設は、当該承諾を得た後であっても、当該入所申込者又はその家族から、文書又は電磁的方法により、第1項の方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、条例第7条の重要事項を文書を交付する方法により明示しなければならない。

(利用料等の内容)

第7条 条例第14条第3項に規定する規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。この場合において、第1号から第4号までに定める費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)によるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

- (2) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

- (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年厚生省告示第123号)により入所者が選定する特別な療養室の提供に伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等により入所者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用

(5) 理美容に要する費用

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスとして提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第14条第4項に規定する規則で定める費用は、前項第1号から第4号までに掲げる費用とする。
(モニタリング等)

第8条 条例第17条第9項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）は、同条第10項の規定により、次に掲げるところによるものとする。

(1) 定期的に入所者に面接すること。

(2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。

2 条例第17条第11項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

(2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
(診療の方針)

第9条 条例第18条第5号に規定する規則で定める療法等については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第15条第5号の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

2 条例第18条第6号の規則で定める医薬品は、指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成12年厚生省告示第125号）に定める医薬品とする。

(管理者の兼務)

第10条 条例第26条ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同条に規定する規則で定める職務は当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める職務とする。

(1) 当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務

(2) 管理者が次のア、イ又はウの本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この号において同じ。）に従事し、当該本体施設の管理上支障のない場合 ア、イ又はウの施設の職務

ア サテライト型小規模介護老人保健施設

イ サテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この号において「指定地域密着型サービス基準」という。）第110条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）

ウ サテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）

(計画担当介護支援専門員の業務)

第11条 条例第28条の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

(3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

(4) 条例第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(5) 条例第40条第2項に規定する事故の状況及び処置について記録すること。

(衛生管理等)

第12条 条例第33条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年厚生労働省告示第268号）に沿った対応を行うこと。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第13条 条例第40条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法その他必要な事項が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が適切に報告され、かつ、当該事実の分析による改善策を、従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

（記録の整備）

第14条 条例第42条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 施設サービス計画

(2) 条例第12条第4項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての協議の内容等の記録

(3) 条例第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 条例第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 条例第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 条例第40条第2項に規定する事故の状況及び処置についての記録

（ユニット型介護老人保健施設の基準）

第15条 条例第45条第1項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット（療養室を除く。）

ア 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

イ 洗面所 各療養室又は各共同生活室に相当数設け、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

ウ 便所

(ア) 各療養室又は各共同生活室に相当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備及び常夜灯を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

(2) 浴室

ア 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

イ 一般浴槽とともに、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

（ユニット型介護老人保健施設の構造設備の基準）

第16条 条例第46条第1項ただし書に規定する規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物とする。

(1) 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けないこと。

(2) 療養室等を2階又は地階に設ける場合、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と協議の上、条例第54条において準用する条例第32条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために

必要な事項を定めること。

イ 条例第54条において準用する条例第32条第1項に規定する訓練は、アに規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第46条第2項の規則で定める要件については、第5条第2項の規定を準用する。

3 条例第46条第3項に規定する規則で定める構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

(2) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号の直通階段が屋内の避難階段に該当する場合は、当該直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

(3) 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下においては、2.7メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下においては、1.8メートル以上）とすることができる。

(4) 廊下及び階段には手すりを設け、廊下には常夜灯を設けること。

(5) 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

（ユニット型介護老人保健施設の勤務体制の確保等）

第17条 条例第52条第2項の規則で定める従業者の配置は、次に掲げる配置とする。

(1) 昼間は、各ユニットに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(3) 各ユニットに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

（準用）

第18条 第6条から第14条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第6条中「条例第7条」とあるのは「条例第54条において準用する条例第7条」と、第7条第1項中「条例第14条第3項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第14条第3項」と、同条第2項中「条例第14条第4項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第14条第4項」と、第8条第1項中「条例第17条第9項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第17条第9項」と、「同条第10項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第17条第10項」と、同条第2項中「条例第17条第11項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第17条第11項」と、第9条第1項中「条例第18条第5号」とあるのは「条例第54条において準用する条例第18条第5号」と、同条第2項中「条例第18条第6号」とあるのは「条例第54条において準用する条例第18条第6号」と、第10条中「条例第26条ただし書」とあるのは「条例第54条において準用する条例第26条ただし書」と、第11条中「条例第28条」とあるのは「条例第54条において準用する条例第28条」と、同条第4号中「条例第38条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第38条第2項」と、同条第5号中「条例第40条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第40条第2項」と、第12条中「条例第33条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第33条第2項」と、第13条中「条例第40条第1項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第40条第1項」と、第14条中「条例第42条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第42条第2項」と、同条第2号中「条例第12条第4項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第12条第4項」と、同条第3号中「条例第13条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第13条第2項」と、同条第4号中「条例第16条第5項」とあるのは「条例第47条第7項」と、同条第5号中「条例第25条」とあるのは「条例第54条において準用する条例第25条」と、同条第6号中「条例第38条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第38条第2項」と、同条第7号中「条例第40条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第40条第2項」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第8条第1項の規定により法第94条第1項の規定による開設の許可を受けたとみなされる介護老人保健施設で、平成4年9月30日以前に老人保健施設として開設されたものの第4条第2号の規定の適用については、同号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。
- 3 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂の第4条第2号の規定の適用については、同号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。
- 4 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂については、第4条第2号の規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかによるものとする。
 - (1) 必要な広さを有するものとし、機能訓練室と合計した面積は、3平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、その場合にあっては、食事の提供に支障がない広さを確保すること。
 - (2) 1平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上とすること（機能訓練室の面積が40平方メートル以上の場合に限る。）。
- 5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設しようとする場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターの第5条第3項第1号の規定の適用については、同号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
- 6 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設しようとする場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅については、第5条第3項第3号及び第16条第3項第3号の規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下の場合においては、1.6メートル以上）とする。
- 7 平成17年10月1日前に法第94条第1項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号）による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第5章に規定する基準を満たすものの第15条第1項第1号ア(イ)の規定の適用については、同号ア(イ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。
- 8 平成18年4月1日前から存する療養病床若しくは一般病床であって、かつ、同日以後療養病床若しくは一般病床から転換したサテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設における第5条第3項第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第49号

沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第84号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(従業者の配置の基準)

第3条 条例第4条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法（昭和23年法律第205号）に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上
 - (2) 療養病床に係る病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法（当該指定介護療養型医療施設において、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下この条において同じ。）で療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
 - (3) 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
 - (4) 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適當数
 - (5) 介護支援専門員 1以上（療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- 2 条例第4条第2項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。
- (1) 医師 常勤換算方法で、1以上
 - (2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
 - (3) 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
 - (4) 介護支援専門員 1以上
- 3 条例第4条第3項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。
- (1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上
 - (2) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員
ア 老人性認知症疾患療養病棟（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。）においては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
イ 老人性認知症疾患療養病棟（アの規定の適用を受けるものを除く。）においては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上
 - (3) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
 - (4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 1以上
 - (5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 1以上
 - (6) 介護支援専門員 1以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- 4 前3項の入院患者の数は、前年度の平均数を用いるものとする。ただし、新規に指定介護療養型医療施設の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。
- 5 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医

療施設に置くべき介護支援専門員の員数は、第1項第5号及び第3項第6号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。

- 6 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合（指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設を除く。）及びユニット型指定介護療養型医療施設を併設するときの介護職員を除く。）は、この限りでない。
- 7 第1項第5号、第3項第6号及び第5項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合に限り、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。
- 8 第3項第1号の医師のうち1人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当しなければならない。
- 9 第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

（設備の基準）

第4条 条例第5条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 病室

ア 療養病床に係る1の病室の病床数は、4床以下とすること。

イ 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。

(2) 廊下 入院患者が使用する廊下において、療養病床に係る病室に接する廊下の幅は、内法による測定で1.8メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下（以下「中廊下」という。）の幅は、内法による測定で2.7メートル以上とすること。

(3) 機能訓練室 療養病床を有する病院であるものにあつては内法による測定で40平方メートル以上の床面積を、療養病床を有する診療所であるものにあつては機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

(4) 談話室 療養病床における入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

(5) 食堂 内法による測定で療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の床面積を有すること。

(6) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

第5条 条例第6条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 病室

ア 老人性認知症疾患療養病棟に係る1の病室の病床数は、4床以下とすること。

イ 老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。

(2) 廊下 入院患者が使用する廊下において、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に接するものの幅は、内法による測定で1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の中廊下の幅にあつては、2.1メートル以上）とすること。

(3) 生活機能回復訓練室 60平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。

(4) デイルーム及び面会室 床面積の合計が、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき2平方メートル以上の床面積を有すること。

(5) 食堂 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の床面積を有すること（デイルームを食堂として使用する場合を含む。）。

(6) 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮して、できるだけ広いものとすること。

2 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分（事業の管理の事務に供される部分を除く。）の床面積は、入院患者1人につき18平方メートル以上とする。

（電磁的方法による手続）

第6条 条例第7条に規定する規則で定める方法は、患者又はその家族の希望に基づき、電子情報処理組織（指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と、患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）であって次に掲げる方法により提供する方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 電磁的記録を指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電磁的記録を電気通信回線を通じて患者又はその家族の閲覧に供し、当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録を記録する方法

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録することができる電磁的記録媒体をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、患者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、第1項の方法による提供をしようとするときは、あらかじめ、当該患者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、当該方法による提供について、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第1項各号に規定する方法のうち指定介護療養型医療施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

4 前項の承諾を得た指定介護療養型医療施設は、当該患者又はその家族から、文書又は電磁的方法により第1項の方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該患者又はその家族に対し、条例第7条の重要事項を文書を交付する方法により明示しなければならない。

（利用料等の内容）

第7条 条例第14条第3項に規定する規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。この場合において、第1号から第4号までに定める費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）によるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号）により入院患者が選定する特別な病室の提供に伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等により入院患者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用

(5) 理美容に要する費用

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスとして提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第14条第4項の規定する規則で定める費用は、前項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(モニタリング等)

第8条 条例第17条第9項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）は、同条第10項の規定により、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 定期的に入院患者に面接すること。
- (2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。

2 条例第17条第11項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 入院患者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- (2) 入院患者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
(診療の方法)

第9条 条例第18条第5号に規定する規則で定める療法等は、厚生労働大臣が定める療法等（平成12年厚生省告示第124号）に定める療法等とする。

2 条例第18条第6号の規則で定める医薬品は、指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成12年厚生省告示第125号）に定める医薬品とする。

(計画担当介護支援専門員の業務)

第10条 条例第26条の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 入院の申込みを行っている患者の入院に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (3) 条例第36条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- (4) 条例第38条第2項に規定する事故の状況及び処置について記録すること。

(衛生管理等)

第11条 条例第31条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に十分に周知すること。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年厚生労働省告示第268号）に沿った対応を行うこと。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第12条 条例第38条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を、従業者に十分周知することができる体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(記録の整備)

第13条 条例第40条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 条例第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第23条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第38条第2項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(ユニット型指定介護療養型医療施設の設備の基準)

第14条 条例第43条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット

ア 病室

- (ア) 一の病室の定員は、1人とする。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (イ) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。
- (ウ) 一の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合においては、21.3平方メートル以上を標準とすること。
- (エ) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
- (オ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

- (ア) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 各病室又は各共同生活室に相当数設け、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

エ 便所

- (ア) 各病室又は各共同生活室に相当数設けること。
- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けることとし、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

(2) 廊下 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

(3) 機能訓練室 療養病床を有する病院であるものにあつては内法による測定で40平方メートル以上の床面積を、療養病床を有する診療所であるものにあつては機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

(4) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

2 第1項第1号イに規定する共同生活室は、医療法施行規則第21条第3号に規定する食堂とみなす。

第15条 条例第44条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット

ア 病室

- (ア) 一の病室の定員は、1人とする。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (イ) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。
- (ウ) 一の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合においては、21.3平方メートル以上を標準とすること。
- (エ) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
- (オ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

(ア) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 各病室又は各共同生活室に相当数設け、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

エ 便所

(ア) 各病室又は各共同生活室に相当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

(2) 廊下 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

(3) 生活機能回復訓練室 60平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。

(4) 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとすること。

(勤務体制の確保等)

第16条 条例第50条第2項の規則で定める従業者の配置は、次の各号に掲げる配置とする。

(1) 昼間は、各ユニットに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(3) 各ユニットに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(準用)

第17条 第6条から第13条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第6条中「条例第7条」とあるのは「条例第52条において準用する条例第7条」と、第7条第1項中「条例第14条第3項」とあるのは「条例第52条において準用する条例第14条第3項」と、同条第2項中「条例第14条第4項」とあるのは「条例第52条において準用する条例第14条第4項」と、第8条第1項中「条例第17条第9項」とあるのは「条例第52条において準用する条例第17条第9項」と、「同条第10項」とあるのは「条例第52条において準用する条例第17条第10項」と、同条第2項中「条例第17条第11項」とあるのは「条例第52条において準用する条例第17条第11項」と、第9条第1項中「条例第18条第5号」とあるのは「条例第52条において準用する条例第18条第5号」と、同条第2項中「条例第18条第6号」とあるのは「条例第52条において準用する条例第18条第6号」と、第10条中「条例第26条」とあるのは「条例第52条において準用する条例第26条」と、同条第3号中「条例第36条第2項」とあるのは「条例第52条において準用する条例第36条第2項」と、同条第4号中「条例第38条第2項」とあるのは「条例第52条において準用する条例第38条第2項」と、第11条中「条例第31条第2項」とあるのは「条例第52条において準用する条例第31条第2項」と、第12条中「条例第38条第1項」とあるのは「条例第52条において準用する条例第38条第1項」と、第13条中「条例第40条第2項」とあるのは「条例第52条において準用する条例第40条第2項」と、同条第2号中「条例第13条第2項」とあるのは「条例第52条において準用する条例第13条第2項」と、同条第3号中「条例第16条第5項」とあるのは「条例第45条第7項」と、同条第4号中「条例第23条」とあるのは「条例第52条において準用する条例第23条」と、同条第5号中「条例第36条第2項」とあるのは「条例第52条において準用する条例第36条第2項」と、同条第6号中「条例第38条第2項」とあるのは「条例第52条において準用する条例第38条第2項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、当分の間、第3条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 医師 常勤換算方法で、1以上

- (2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員及び介護職員 看護職員及び介護職員の総数は、常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上。この場合において、1以上については看護職員とするものとする。
- (3) 介護支援専門員 1人以上
- 3 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員については、当分の間、第3条第3項第3号中「6」とあるのは、「8」とする。
- 4 専ら老人性認知症疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護師（老人性認知症疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。）を置いている指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）については、当分の間、第3条第3項第4号中「作業療法士」とあるのは「週に一日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスに従事する作業療法士」と、同条第9項中「第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士」とあるのは「第3項第5号の精神保健福祉士」とする。
- 5 病床を転換して設けられた旧療養型病床群（医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第3条に規定する旧療養型病床群をいう。）において、平成13年医療法施行規則等改正省令第7条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年厚生省令第3号）附則第4条の規定の適用を受けていたものに係る病室に接する廊下については、第4条第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 6 病床を転換して設けられた診療所旧療養型病床群（平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群をいう。）において、平成13年医療法施行規則等改正省令第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第35号）附則第4条の適用を受けていたものに係る病室に接する廊下については、第4条第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 7 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に接する廊下については、第5条第1項第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の中廊下の幅にあっては、2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル以上」とする。
- 8 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員については、当分の間、第3条第3項第2号中「1以上」とあるのは、「1以上。ただし、そのうち、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数を4をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数を5をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内において、看護職員に代えて介護職員とすることができる。」とする。
- 9 平成13年3月1日から引き続き存する老人性認知症疾患療養病棟に係る病室については、当分の間、第5条第1項第1号イ中「内法による測定で入院患者1人につき6.4平方メートル」とあるのは、「入院患者1人につき6.0平方メートル」とする。
- 10 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第8条の規定の適用を受ける病院内の病室に接する廊下（附則第5項、第6項及び第8項の規定の適用を受ける場合を除く。）の幅については、第4条第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」と、第5条第1項第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の中廊下の幅にあっては、2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル以上」とする。

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第50号

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 訪問介護（第3条—第12条）
- 第3章 訪問入浴介護（第13条—第20条）
- 第4章 訪問看護（第21条—第25条）
- 第5章 訪問リハビリテーション（第26条—第28条）
- 第6章 居宅療養管理指導（第29条—第32条）
- 第7章 通所介護（第33条—第48条）
- 第8章 通所リハビリテーション（第49条—第52条）
- 第9章 短期入所生活介護（第53条—第72条）
- 第10章 短期入所療養介護（第73条—第84条）
- 第11章 特定施設入居者生活介護（第85条—第96条）
- 第12章 福祉用具貸与（第97条—第104条）
- 第13章 特定福祉用具販売（第105条—第110条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「常勤換算方法」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

第2章 訪問介護

（訪問介護員等の配置の基準）

第3条 条例第6条第1項に規定する規則で定める員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

2 条例第6条第2項の規則で定める者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者をいう。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者とし、同項のサービス提供責任者の員数は、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均数を用いるものとする。ただし、新規に指定訪問介護事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

4 条例第6条第3項の規則で定める者は厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）に定める者とし、同項の規則で定める事業所は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）とする。

（管理者の兼務）

第4条 条例第7条ただし書の規則で定める職務は、当該指定訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

（電磁的方法による手続）

第5条 条例第9条の規則で定める方法は、利用申込者又はその家族の希望に基づき、電子情報処理組織（指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を

利用する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）であつて次に掲げる方法により提供する方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 電磁的記録を指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電磁的記録を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録を記録する方法

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに電磁的記録を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、第1項の方法による提供をしようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、当該方法による提供についての文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第1項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用する方法

(2) ファイルへの記録の方法

4 前項の承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該承諾を得た後であつても、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第1項の方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、条例第9条の重要事項を文書を交付する方法により明示しなければならない。

(利用料等の内容)

第6条 条例第21条第3項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合に要した交通費とする。

(サービス提供責任者の業務)

第7条 条例第29条第3項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。

(4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

(6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

(7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

(8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(記録の整備)

第8条 条例第42条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 訪問介護計画

(2) 条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(訪問介護員等の配置の基準)

第9条 条例第43条第1項に規定する規則で定める員数は、3人以上とする。

2 条例第43条第2項の規則で定める者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち1人以上の者とする。

(管理者の兼務)

第10条 条例第44条ただし書の規則で定める職務は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地

内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第11条 条例第46条第1項の規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 当該訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
 - (2) 当該訪問介護が指定居宅介護支援事業者又は法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合
 - (3) 当該訪問介護が、条例第43条第2項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
 - (4) 当該訪問介護が入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
 - (5) 当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えない場合
- (準用)

第12条 第5条から第8条の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。

第3章 訪問入浴介護

(従業者の配置の基準)

第13条 条例第49条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる訪問入浴介護従業者（同項に規定する訪問入浴介護従業者をいう。）の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 看護職員（条例第49条第1項第1号に規定する看護職員をいう。以下この章において同じ。） 1以上
- (2) 介護職員 2以上

2 前項の訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(管理者の兼務)

第14条 条例第50条ただし書の規則で定める職務は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(利用料等の内容)

第15条 条例第52条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合にそれに要する交通費
 - (2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用
- (記録の整備)

第16条 条例第58条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第59条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第59条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第59条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 条例第59条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第17条 第5条の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。

(従業者の配置の基準)

第18条 条例第60条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる訪問入浴介護従業者（同項に規定する訪問入浴介護従業者をいう。）の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 看護職員 1以上
- (2) 介護職員 2以上

(管理者の兼務)

第19条 条例第61条ただし書の規則で定める職務は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(準用)

第20条 第5条、第15条及び第16条の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第15条第1項第1号中「指定訪問入浴介護」とあるのは、「基準該当訪問入浴介護」と読み替えるものとする。

第4章 訪問看護

(看護師等の配置の基準)

第21条 条例第65条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 指定訪問看護ステーション（条例第65条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）

ア 看護職員（条例第65条第1項第1号アに規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。）

常勤換算方法で、2.5以上となる員数

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適當数

(2) 指定訪問看護を担当する医療機関（条例第65条第1項第2号に規定する指定訪問看護を担当する医療機関をいう。以下同じ。） 指定訪問看護の提供に当たる看護職員 適當数

2 前項第1号アの看護職員のうち1名は、常勤でなければならない。

(管理者の兼務)

第22条 条例第66条ただし書の規則で定める職務は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(利用料等の受領)

第23条 条例第70条第3項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合に要した交通費とする。

(記録の整備)

第24条 条例第78条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第73条第2項に規定する主治の医師による指示の文書

(2) 訪問看護計画書

(3) 訪問看護報告書

(4) 条例第79条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(5) 条例第79条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 条例第79条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 条例第79条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第25条 第5条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。

第5章 訪問リハビリテーション

(利用料等の内容)

第26条 条例第83条第3項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合に要した交通費とする。

(記録の整備)

第27条 条例第88条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 訪問リハビリテーション計画

(2) 条例第89条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第89条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 条例第89条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 条例第89条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第28条 第5条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。

第6章 居宅療養管理指導

(従業者の配置の基準)

第29条 条例第91条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる指定居宅管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所

ア 医師又は歯科医師 1以上

イ 薬剤師、看護職員（条例第90条に規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。）、歯科衛生士（同条に規定する歯科衛生士をいう。）又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適當数

(2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師を1以上

(3) 指定訪問看護ステーション等（条例第91条第1項第3号に規定する指定訪問看護ステーション等をいう。）である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員を1以上

（利用料等の内容）

第30条 条例第93条第3項の規則で定める費用は、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費とする。

（記録の整備）

第31条 条例第97条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第98条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 条例第98条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 条例第98条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 条例第98条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第32条 第6条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。

第7章 通所介護

(従業者の配置の基準)

第33条 条例第100条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる通所介護従業者（同項に規定する通所介護従業者をいう。）の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護職員（条例第100条第1項第2号に規定する看護職員をいう。以下この章において同じ。） 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合は1以上、15人を超える場合は15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該指定通所介護事業所の利用定員（条例第107条第4号に規定する利用定員をいう。第35条において同じ。）が10人以下である場合は、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合は、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定通所介

護に従事させなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
(管理者の兼務)

第34条 条例第101条ただし書の規則で定める職務は、当該指定通所介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(設備及び備品等の基準)

第35条 条例第102条第2項に規定する規則で定める基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合においては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(利用料等の内容)

第36条 条例第103条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。この場合において、第3号に定める費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)によるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) おむつ代
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
(記録の整備)

第37条 条例第112条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 通所介護計画
- (2) 条例第113条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第113条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第113条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 条例第113条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
(準用)

第38条 第5条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。

(従業者の配置の基準)

第39条 条例第116条第1項に規定する規則で定める療養通所介護従業者の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保され

るために必要と認められる数以上とする。

(管理者の兼務)

第40条 条例第117条第1項ただし書の規則で定める職務は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(設備の基準)

第41条 条例第119条第2項に規定する規則で定める面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

(電磁的方法による手続)

第42条 条例第120条の規則で定める方法は、第5条第1項及び第2項の規定を準用する。

(記録の整備)

第43条 条例第130条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 療養通所介護計画
- (2) 条例第129条第2項に規定する検討の結果についての記録
- (3) 条例第131条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 条例第131条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第131条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第131条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第44条 第43条(第2号を除く。)の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。

(従業者の配置の基準)

第45条 条例第132条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる通所介護従業者(同項に規定する通所介護従業者をいう。)の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 生活相談員 基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (2) 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (3) 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合は、当該事業所における基準該当通所介護又は基準該当介護予防通所介護の利用者をいう。以下この条において同じ。)の数が15人までの場合は1以上、15人を超える場合は15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
 - (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第47条において同じ。)が10人以下である場合は、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合は、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)を、常時1人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

6 第1項第4号の機能訓練指導員は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

(管理者の兼務)

第46条 条例第133条ただし書の規則で定める職務は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(設備、備品等の基準)

第47条 条例第134条第2項に規定する規則で定める基準は、次に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所

ア 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合は、同一の場所とすることができる。

(2) 生活相談を行う場所 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(準用)

第48条 第5条、第36条及び第37条の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。

第8章 通所リハビリテーション

(従業者の配置の基準)

第49条 条例第137条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる通所リハビリテーション従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 医師 指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員(条例第137条第1項第2号に規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。)若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

ア 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者(第50条に規定する利用者をいう。以下この章において同じ。)の数が10人以下の場合は、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間」という。)を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が1以上確保されていること、又は、利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

イ アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100又はその端数を増すごとに1以上確保されていること。

2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

(1) 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること、又は、利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(2) 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されること。

3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。

(設備)

第50条 条例第138条第1項の規則で定める面積は、3平方メートルに利用定員（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者（当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者をいう。）の数の上限をいう。）を乗じた面積とする。

(記録の整備)

第51条 条例第145条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 通所リハビリテーション計画

(2) 条例第146条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第146条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 条例第146条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 条例第146条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第52条 第5条及び第36条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。

第9章 短期入所生活介護

(従業者の配置の基準)

第53条 条例第148条第1項に規定する規則で定める員数は、次に掲げる短期入所生活介護従業者（同項に規定する短期入所生活介護従業者をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 医師 1人以上

(2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者（条例第148条第1項に規定する利用者をいう。この条及び第56条並びに第60条において同じ。）の数が100又はその端数を増すごとに1人以上

(3) 介護職員又は看護職員（条例第148条第1項第3号に規定する看護職員をいう。以下この章において同じ。） 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上

(4) 栄養士 1人以上

(5) 機能訓練指導員 1人以上

(6) 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 指定短期入所生活事業所が、特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 併設事業所については、老人福祉法、医療法（昭和23年法律第205号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合は、この限りでない。

6 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

(管理者の兼務)

第54条 条例第149条ただし書の規則で定める職務は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(利用定員等)

第55条 条例第150条第1項の規則で定める場合は、第53条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合とする。

(設備及び備品等)

第56条 条例第151条第1項ただし書に規定する規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物とする。

- (1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（次号及び第62条において「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村においては、市町村長。第62条において同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第168条において準用する条例第110条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第168条において準用する条例第110条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第151条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第151条第3項の規則で定める基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 居室

- ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
- イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
- ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

(2) 食堂及び機能訓練室

- ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合においては、同一の場所とすることができる。

(3) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。

(5) 洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとすること。

4 併設事業所の場合においては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この項において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 条例第151条第4項の規則で定める場合は、第53条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場

合とする。

6 前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第53条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームの廊下の幅については、第1号の規定にかかわらず、特別養護老人ホームとして必要とされる基準を満たすことで足りるものとする。

- (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
- (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- (5) 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

(電磁的方法による手続)

第57条 条例第152条の規則で定める方法は、第5条第1項及び第2項の規定を準用する。

(利用料等の内容)

第58条 条例第154条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。この場合において、第1号から第4号までに定める費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号）により利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等により利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）に定める場合を除く。）
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第154条第4項の規則で定める費用は、前項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(運営規程)

第59条 条例第164条第3号の規則で定める場合は、指定短期入所生活介護事業者が、第53条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合とする。

(利用者の数)

第60条 条例第165条の規則で定める利用者の数は、次に掲げる指定短期入所生活介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める利用者の数とする。

- (1) 第53条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所 当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(記録の整備)

第61条 条例第167条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 短期入所生活介護計画
- (2) 条例第168条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記

録

- (3) 条例第155条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第168条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第168条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第168条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
(設備及び備品等)

第62条 条例第171条第1項ただし書に規定する規則で定める建物は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物とする。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第110条（条例第168条（条例第181条において準用する場合に限る。）において準用する場合に限る。）に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第110条（条例第168条（条例第181条において準用する場合に限る。）において準用する場合に限る。）に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第171条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例第171条第3項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) ユニット
 - ア 居室
 - (7) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
 - (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（条例第178条第1項第3号に規定する利用定員をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね10人以下としなければならない。
 - (ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。
 - (エ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。
 - イ 共同生活室
 - (7) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）においては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この項において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の条例第171条第3項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 条例第171条第4項の規則で定める場合は、第53条第2項の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合とする。

6 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下においては、2.7メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下においては、1.8メートル以上）として差し支えない。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。

(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

（準用）

第63条 第55条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。

（利用料等の内容）

第64条 条例第173条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。この場合において、第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞中に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等により利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等により利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める場合を除く。）

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第173条第4項に規定する規則で定める費用は、前項第1号から第4号までに掲げる費用とする。
(運営規程)

第65条 条例第178条第3号及び第4号の規則で定める場合は、ユニット型指定短期入所生活事業者がそれぞれ第53条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合とする。
(勤務体制の確保等)

第66条 条例第179条第2項の規則で定める配置は、次に掲げる配置とする。

- (1) 昼間は、各ユニットに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (3) 各ユニットに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(利用者の数)

第67条 条例第180条の規則で定める利用者の数は、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所生活介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める利用者の数とする。

- (1) 第53条第2項の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所 当該ユニット型特別養護老人ホームの各ユニットの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所 各ユニットの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(準用)

第68条 第57条において準用する第5条及び第61条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第61条第2号中「条例第168条」とあるのは「条例第181条において準用する条例第168条」と、同条第3号中「条例第155条第5項」とあるのは「条例第174条第7項」と、同条第4号から第6号までの規定中「条例第168条」とあるのは、「条例第181条において準用する条例第168条」と読み替えるものとする。

(従業者の配置の基準)

第69条 条例第183条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる短期入所生活介護従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 生活相談員 1人以上
 - (2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(条例第185条第1項に規定する利用者をいう。次項において同じ)の数が3又はその端数を増すごとに1以上
 - (3) 栄養士 1人以上
 - (4) 機能訓練指導員 1人以上
 - (5) 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適當数
- 2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第1項第4号の機能訓練指導員は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 4 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

(管理者の兼務)

第70条 条例第184条ただし書の規則で定める職務は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(設備及び備品等)

第71条 条例第186条第2項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室

- ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
- イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。
- ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。

(2) 食堂及び機能訓練室

- ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員（条例第185条第1項に規定する利用定員をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。
- イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合においては、同一の場所とすることができる。

(3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(5) 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

2 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

(準用)

第72条 第57条において準用する第5条及び第58条から第61条までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。

第10章 短期入所療養介護

(従業者の配置の基準)

第73条 条例第190条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（条例第190条第1項第1号に規定する看護職員をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（条例第202条に規定する利用者をいう。以下この条及び第77条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上
- (2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上
- (3) 療養病床を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（医療法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上
- (4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。

(設備)

第74条 条例第191条第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第83号）第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

- (2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第84号）第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有すること。
- (3) 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。
- (4) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 次に掲げる要件に適合すること。
- ア 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートルとすること。
- イ 食堂及び浴室を有すること。
- ウ 機能訓練を行うための場所を有すること。

(利用料等の内容)

第75条 条例第193条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。この場合において、第1号から第4号までに定める費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 滞りに要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等により利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等により利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める場合を除く。）
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第193条第4項の規則で定める費用は、前項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(診療の方針)

第76条 条例第196条第5号に規定する規則で定める療法等は、厚生労働大臣が定める療法等（平成12年厚生省告示第124号）に定める療法等とする。

2 条例第196条第6号の規則で定める医薬品は、指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成12年厚生省告示第125号）に定める医薬品とする。

(利用者の数)

第77条 条例第202条の規則で定める利用者の数は、次に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める利用者の数とする。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症患者療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所 療養病床又は老人性認知症患者療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知

症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者の数

- (3) 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数
（記録の整備）

第78条 条例第203条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 短期入所療養介護計画
- (2) 条例第204条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第194条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第204条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第204条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第204条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
（準用）

第79条 第57条において準用する第5条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。
（設備）

第80条 条例第207条第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること。
- (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有すること。
- (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有すること。
- (4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有すること。
（利用料等の受領）

第81条 条例第208条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。この場合において、第1号から第4号までに定める費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等により利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等により利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める場合を除く。）
- (6) 理美容代

- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 条例第208条第4項の規則で定める費用は、前項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(勤務体制の確保等)

第82条 条例第214条第2項の規則で定める配置は、次に掲げる配置とする。

- (1) 昼間は、各ユニットに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) 各ユニットに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(利用者の数)

第83条 条例第215条の規則で定める利用者の数は、次の各号に掲げるユニット型指定短期療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める利用者の数とする。

- (1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者の数

(準用)

第84条 第5条（第57条（第79条において準用する場合に限る。）において準用する場合に限る。）、第76条及び第78条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第78条第2号中「条例第204条」とあるのは「条例第216条において準用する条例第204条」と、同条第3号中「条例第194条第5項」とあるのは「条例第209条第7項」と、同条第4号から第6号までの規定中「条例第204条」とあるのは「条例第216条において準用する条例第204条」と読み替えるものとする。

第11章 特定施設入居者生活介護

(従業者の配置の基準)

第85条 条例第218条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上
- (2) 看護職員（条例第218条第1項第2号に規定する看護職員をいう。以下この章において同じ。）又は介護職員
 - ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。
 - イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。
 - (7) 利用者の数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上
 - (イ) 利用者の数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 - ウ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。
- (3) 機能訓練指導員 1以上
- (4) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

2 条例第218条第2項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1人以上
- (2) 看護職員又は介護職員
 - ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者のうち

要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。

イ 看護職員の数に次のとおりとすること。

(7) 総利用者数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上

(4) 総利用者数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

(3) 機能訓練指導員 1以上

(4) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7 条例第218条第4項の規則で定める場合は、利用者（第2項の場合は、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合とする。

8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。

（管理者の兼務）

第86条 条例第219条ただし書の規則で定める職務は、当該指定特定施設における他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

（設備）

第87条 条例第220号第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第220号第4項の規則で定める基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 介護居室は、次の基準を満たすこと。

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とするることができるものとする。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

- (2) 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。
 - (3) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - (4) 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
 - (5) 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
 - (6) 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 3 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
- 4 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところによる。

（電磁的方法による手続）

第88条 条例第221条第1項の規則で定める方法は、第5条第1項及び第2項の規定を準用する。

（利用料等の受領）

第89条 条例第225条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
- (2) おむつ代
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

（記録の整備）

第90条 条例第236条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定施設サービス計画
- (2) 条例第224条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第226条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第233条第3項に規定する結果等の記録
- (5) 条例第237条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 条例第237条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 条例第237条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (8) **施行規則第64条第3号に規定する書類**

（従業者の配置の基準）

第91条 条例第240条第1項に規定する規則で定める員数は、次に掲げる外部サービス利用型特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1人以上
- (3) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

2 条例第240条第2項に規定する規則で定める員数は、次に掲げる外部サービス利用型特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1人以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1及び介護予防サービスの利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上であること。
- (3) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

- 4 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定特定施設の従業者（条例第240条第1項に規定する外部サービス利用型特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯においては、この限りでない。
- 5 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（第2項の場合は、利用者及び介護予防サービスの利用者をいう）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 6 条例第240条第3項の規則で定める場合は、利用者（第2項の場合は、利用者及び介護予防サービスの利用者をいう）の処遇に支障がない場合とする。

（管理者の兼務）

第92条 条例第241条ただし書の規則で定める職務は、当該指定特定施設における他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

（設備）

第93条 条例第242条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第242条第3項の規則で定める基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとし、同項ただし書の規則で定める場合は、25平方メートル以上である場合とする。

(1) 居室は、次の基準を満たすこと。

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とするることができるものとする。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

(4) 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

3 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

4 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。

（電磁的方法による手続）

第94条 条例第243条第1項の規則で定める方法は、第5条第1項及び第2項の規定を準用する。

（記録の整備）

第95条 条例第247条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 特定施設サービス計画

(2) 第244条第2項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録

(3) 条例第246条第8項に規定する結果等の記録

(4) 条例第248条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 条例第248条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

- (6) 条例第248条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (7) 条例第248条において準用する条例第224条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) 条例第248条において準用する条例第226条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (9) 条例第248条において準用する条例第233条第3項に規定する結果等の記録
- (10) 施行規則第64条第3号に規定する書類
(準用)

第96条 第89条の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

第12章 福祉用具貸与

(福祉用具専門相談員の配置の基準)

第97条 条例第250条第1項の規則で定める員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 条例第250条第2項に規定する規則で定める事業者は、次の各号に掲げる事業者とし、同項の規則で定める人員に関する基準は、当該各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者（指定介護予防サービス等基準条例第239条に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準条例第239条第1項に規定する規則で定める基準
- (2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者（指定介護予防サービス等基準条例第256条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準条例第256条第1号に規定する規則で定める基準
- (3) 指定特定福祉用具販売事業者 条例第267条第1項に規定する規則で定める基準
(管理者の兼務)

第98条 条例第251条ただし書の規則で定める職務は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(設備及び備品等)

第99条 条例第252条第2項に規定する規則で定める設備及び器材の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 福祉用具の保管のために必要な設備
 - ア 清潔であること。
 - イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。
- (2) 福祉用具の消毒のために必要な器材当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。
(利用料等の受領)

第100条 条例第253条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費
- (2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
(記録の整備)

第101条 条例第262条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 福祉用具貸与計画
- (2) 条例第263条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第260条第4項に規定する結果等の記録
- (4) 条例第263条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第263条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第263条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
(準用)

第102条 第5条の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。

(福祉用具専門相談員の配置の基準)

第103条 条例第264条第1項に規定する規則で定める員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

(準用)

第104条 第5条、第99条から第101条までの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。

第13章 特定福祉用具販売

(福祉用具専門相談員の配置の基準)

第105条 条例第267条第1項に規定する規則で定める員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 条例第267条第2項の規則で定める事業者は、次の各号に掲げる事業者とし、同項の規則で定める人員に関する基準は、当該各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準条例第239条第1項に規定する規則で定める基準
- (2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準条例第256条第1項に規定する規則で定める基準
- (3) 指定福祉用具貸与事業者 条例第250条第1項に規定する規則で定める基準
(管理者の兼務)

第106条 条例第268条ただし書の規則で定める職務は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(販売費用の額等の受領)

第107条 条例第271条第2項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費
- (2) 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
(保険給付の申請に必要となる書類等の交付)

第108条 条例第272条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称
- (2) 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- (3) 領収書
- (4) 当該特定福祉用具のパフレットその他の当該特定福祉用具の概要
(記録の整備)

第109条 条例第275条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定福祉用具販売計画
- (2) 条例第270条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第276条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第276条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 条例第276条において準用する条例第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
(準用)

第110条 第5条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成12年4月1日前から引き続き存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第20条による改正前の老人福祉法（以下この条において「旧老人福祉法」という。）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業をいう。）の用に専ら供する施設又は老人短期入所施設（旧老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設をいう。）（いずれの施設においても基本的な設備が完成されているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第56条第3項

第1号ア及びイ、第2号ア並びに第6項の規定は適用しない。

- 3 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第22条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1) 食堂は、^{のり}内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。
 - (2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。
- 4 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第3条の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。
- 5 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第6条の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、利用者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。
- 6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第21条の規定の適用を受けるものについては、同条の規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。
- 7 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第24条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によらなければならない。
 - (1) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。
 - (2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。
- 8 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。
- 9 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第7条の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。
- 10 平成12年4月1日前から存する老人短期入所事業の用に専ら供する施設若しくは老人短期入所施設（いずれの施設においても基本的な設備が完成されているものを含み、同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）又は老人短期入所事業に相当する事業の用に供する施設若しくは老人短期入所施設に相当する施設（いずれの施設においても同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）であって、基準該当短期入所生活介護の提供に支障がないと認められるものについては、第71条第1項第1号ア及びイ並びに同項第2号アの規定は適用しない。
- 11 第73条の規定にかかわらず、当分の間、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第35条第3項の規定の適用を受ける老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員の員数は、常勤換算方法で、当該老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数（以下「老人性認知症疾患療養病棟入院患者数」という。）が4又はその端数を増すごとに1以上とする。ただし、そのうち、老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を4で除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を5で除した数（その数が1に満たない

- ときは1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。
- 12 第74条の規定にかかわらず、当分の間、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第36条の規定の適用を受ける老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、入院患者1人につき6.0平方メートルとする。
- 13 平成15年4月1日前から法第41条第1項に規定する指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所(同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第28号)による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第9章第5節(第140条の4第6項第1号ロ(2)を除く。)に規定する基準を満たすものにおける第60条第3項第1号イ(イ)の規定の適用については、同規定中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。
- 14 介護保険法の一部を改正する法律(平成17年法律第77号。以下「平成17年改正法」という。)附則第10条第1項の規定により指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定特定施設入居者生活介護の事業を行う指定特定施設の介護居室であって、平成18年4月1日に現に定員4人以下であるものについては、第87条第2項第1号ア及び第93条第2項第1号アの規定は適用しない。
- 15 平成18年4月1日前から存する養護老人ホームである指定特定施設については、平成19年3月31日までの間に第93条第2項第1号オに規定する非常通報装置若しくはこれに代わる設備又は同項第3号に規定する非常用設備を設置する旨の計画が策定されている場合は、同項第1号オ及び同項第3号の規定は、当分の間、適用しない。
- 16 平成18年4月1日前から存する養護老人ホームである指定特定施設(同日において建築中のものを含む。)については、第93条第2項第1号アの規定は適用しない。
- 17 条例附則第12項第3号の規則で定める場合は、第53条第2項の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホーム(沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第80号)附則第5項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。)である場合とする。

沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第51号

沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 介護予防訪問介護(第3条—第12条)
- 第3章 介護予防訪問入浴介護(第13条—第20条)
- 第4章 介護予防訪問看護(第21条—第25条)
- 第5章 介護予防訪問リハビリテーション(第26条—第28条)
- 第6章 介護予防居宅療養管理指導(第29条—第32条)
- 第7章 介護予防通所介護(第33条—第42条)
- 第8章 介護予防通所リハビリテーション(第43条—第46条)
- 第9章 介護予防短期入所生活介護(第47条—第67条)
- 第10章 介護予防短期入所療養介護(第68条—第79条)
- 第11章 介護予防特定施設入居者生活介護(第80条—第91条)
- 第12章 介護予防福祉用具貸与(第92条—第99条)

第13章 特定介護予防福祉用具販売（第100条—第105条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「常勤換算方法」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

第2章 介護予防訪問介護

(訪問介護員等の配置の基準)

第3条 条例第6条第1項に規定する規則で定める員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 条例第6条第2項の規則で定める者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者とし、同項のサービス提供責任者の員数は、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 条例第6条第3項に規定する規則で定める者は、厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）に定める者とし、同項の規則で定める事業所は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）とする。

(管理者の兼務)

第4条 条例第7条ただし書の規則で定める職務は、当該指定介護予防訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(電磁的方法による手続)

第5条 条例第9条の規則で定める方法は、利用申込者又はその家族の希望に基づき、電子情報処理組織（指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）であつて次に掲げる方法により提供する方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げる方法

ア 電磁的記録を指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録を記録する方法

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、第1項の方法による提供をしようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、当該方法による提供についての文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第1項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用する方法
- (2) ファイルへの記録の方式

4 前項の承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該承諾を得た後であっても、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第1項の方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、条例第9条の重要事項の文書を交付する方法により明示しなければならない。

(利用料等の内容)

第6条 条例第21条第3項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行う場合に要した交通費とする。

(サービス提供責任者の業務)

第7条 条例第26条第3項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(記録の整備)

第8条 条例第39条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 介護予防訪問介護計画
- (2) 条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 条例第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(訪問介護員等の配置の基準)

第9条 条例第43条第1項に規定する規則で定める員数は、3人以上とする。

2 条例第43条第2項の規則で定める者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち1人以上の者とする。

(管理者の兼務)

第10条 条例第44条ただし書の規則で定める職務は、当該基準該当介護予防訪問介護事業所の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第11条 条例第46条第1項の規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 当該介護予防訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定介護予防訪問介護のみによっては必要な介護予防訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- (2) 当該介護予防訪問介護が、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者又は法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援の事業を行う者の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供される場合
- (3) 当該介護予防訪問介護が、条例第43条第2項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基

づいて提供される場合

- (4) 当該介護予防訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
- (5) 当該介護予防訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が介護予防訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えない場合
(準用)

第12条 第5条から第8条までの規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。

第3章 介護予防訪問入浴介護

(従業者の配置の基準)

第13条 条例第49条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる介護予防訪問入浴介護従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 看護職員（条例第49条第1項第1号に規定する看護職員をいう。以下この章において同じ。） 1以上
- (2) 介護職員 1以上

2 前項の介護予防訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(管理者の兼務)

第14条 条例第50条ただし書の規則で定める職務は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(利用料等の内容)

第15条 条例第52条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費
- (2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用
(記録の整備)

第16条 条例第56条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第57条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第57条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第57条において準用する条例第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 条例第57条において準用する条例第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
(準用)

第17条 第5条の規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。

(従業者の配置の基準)

第18条 条例第60条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる介護予防訪問入浴介護従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 看護職員 1以上
- (2) 介護職員 1以上

(管理者の兼務)

第19条 条例第61条ただし書の規則で定める職務は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(準用)

第20条 第5条、第15条及び第65条の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。

第4章 介護予防訪問看護

(看護師等の配置の基準)

第21条 条例第65条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 指定介護予防訪問看護ステーション

ア 看護職員（条例第65条第1項第1号アに規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。）
常勤換算方法で、2.5以上

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

(2) 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関 指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員 適当数
2 前項第1号アの看護職員のうち1名は、常勤でなければならない。

(管理者の兼務)

第22条 条例第66条第1項ただし書の規則で定める職務は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(利用料等の内容)

第23条 条例第70条第3項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護を行う場合に要した交通費とする。

(記録の整備)

第24条 条例第74条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第78条第2項に規定する主治の医師による指示の文書
- (2) 介護予防訪問看護計画書
- (3) 介護予防訪問看護報告書
- (4) 条例第75条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (5) 条例第75条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 条例第75条において準用する条例第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 条例第75条において準用する条例第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第25条 第5条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。

第5章 介護予防訪問リハビリテーション

(利用料等の内容)

第26条 条例第82条第3項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合に要した交通費とする。

(記録の整備)

第27条 条例第84条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 介護予防訪問リハビリテーション計画
- (2) 条例第85条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第85条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第85条において準用する条例第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 条例第85条において準用する条例第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第28条 第5条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。

第6章 介護予防居宅療養管理指導

(従業者の配置の基準)

第29条 条例第89条第1項に規定する規則で定める従業者の員数は、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所
 - ア 医師又は歯科医師 1以上
 - イ 薬剤師、看護職員(条例第88条に規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。)、歯科衛生士(同条に規定する歯科衛生士をいう。)又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数
- (2) 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 薬剤師を1以上
- (3) 指定訪問看護ステーション等(指定訪問看護ステーション(条例第89条第1項第3号に規定する指定訪問看護ステーション等をいう。))である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 看護職員を1以上

(利用料等の内容)

第30条 条例第91条第3項の規則で定める費用は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する交通費とする。

(記録の整備)

第31条 条例第93条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第94条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第94条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第94条において準用する条例第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 条例第94条において準用する条例第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第32条 第5条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。

第7章 介護予防通所介護

(従業者の配置の基準)

第33条 条例第98条第1項に規定する規則で定める従業者の員数は、次の各号に掲げる介護予防通所介護従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供日ごとに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (2) 看護職員（条例第98条第1項第2号に規定する看護職員をいう。以下この章において同じ。） 指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (3) 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（条例第100条第3項に規定する利用者をいう。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
 - (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員（条例第102条第4号に規定する利用定員をいう。第35条において同じ。）が10人以下である場合においては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（第2項の適用を受ける場合においては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を常時1人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(管理者の兼務)

第34条 条例第99条ただし書の規則で定める職務は、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務又は同一

敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(設備及び備品等)

第35条 条例第100条第2項に規定する規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合においては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(利用料等の内容)

第36条 条例第101条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとし、第2号に定める費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）によるものとする。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

(記録の整備)

第37条 条例第107条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 介護予防通所介護計画

(2) 条例第108条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第108条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 条例第108条において準用する条例第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 条例第108条において準用する条例第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第38条 第5条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。

(従業者の配置の基準)

第39条 条例第113条第1項に規定する規則で定める介護予防通所介護従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 生活相談員 基準該当介護予防通所介護の提供日ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合においては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この節におい

て同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員(当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第41条において同じ。)が10人以下である場合においては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合においては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)を、常時1人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の基準該当介護予防通所介護の単位は、基準該当介護予防通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

(管理者の兼務)

第40条 条例第114条ただし書の規則で定める職務は、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(設備及び備品等)

第41条 条例第115条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所

ア 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合においては、同一の場所とすることができる。

(2) 生活相談を行う場所 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(準用)

第42条 第5条及び第36条の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。

第8章 介護予防通所リハビリテーション

(従業者の配置の基準)

第43条 条例第118条第1項に規定する規則で定める員数等の基準は、次の各号に掲げる介護予防通所リハビリテーション従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 医師 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員(条例第118条第1項第2号に規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。)若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

ア 指定介護予防通所リハビリテーションの単位(指定介護予防通所リハビリテーションであつてその提供が同時に1人又は複数の利用者(条例第121条第4号に規定する利用者をいう。以下この章において同じ。)に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとに、利用者の数が10人以下の場合は、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間」という。)を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が1以上確保されていること、又は利用者の数が10人

を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

イ アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百又はその端数を増すごとに1以上確保されていること。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること、又は利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(2) 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されること。

3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。

(設備)

第44条 条例第119条第1項の規則で定める面積は、3平方メートルに利用定員(条例第121条第4号に規定する利用定員をいう。)を乗じた面積とする。

(記録の整備)

第45条 条例第123条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 介護予防通所リハビリテーション計画

(2) 条例第124条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第124条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 条例第124条において準用する条例第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 条例第124条において準用する条例第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第46条 第5条及び第36条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。

第9章 介護予防短期入所生活介護

(従業者の配置の基準)

第47条 条例第130条第1項に規定する規則で定める従業者の員数は、次の各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 医師 1人以上

(2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上

(3) 介護職員又は看護職員(条例第130条第1項第3号に規定する看護職員をいう。以下この章において同じ。) 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上

(4) 栄養士 1人以上

(5) 機能訓練指導員 1人以上

(6) 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

3 条例第130条第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推

定数による。

- 4 併設事業所については、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、医療法（昭和23年法律第205号）又は法に規定する特別老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
- 5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合においては、この限りでない。
- 6 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

（管理者の兼務）

第48条 条例第131条ただし書の規則で定める職務は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

（利用定員等）

第49条 条例第132条第1項ただし書の規則で定める場合は、第47条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合とする。

（設備及び備品等）

第50条 条例第133条第1項ただし書に規定する規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であることとする。

- (1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- ア 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第143条において準用する第105条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- イ 第143条において準用する第105条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
- ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第133条第2項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例第133条第3項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 居室
- ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
- イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
- ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。
- (2) 食堂及び機能訓練室
- ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合においては、同一の場所とすることができる。

- (3) 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。
- (4) 便所 要支援者が使用するのに適したものとすること。
- (5) 洗面設備 要支援者が使用するのに適したものとすること。

4 併設事業所の場合においては、条例第133条第3項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の同項各号に規定する設備（居室を除く。）を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 条例第133条第4項の規則で定める場合は、第47条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合とする。

6 条例第133条第5項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、第47条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合においては、第1号の規定にかかわらず、特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

- (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
- (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- (5) 居室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

（内容及び手続の説明及び同意）

第51条 条例第134条の規則で定める方法は、第5条の規定を準用する。

（利用料等の内容）

第52条 条例第136条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。この場合において、第1号から第4号までに定める費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号）により利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等により利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用（指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）に定める場合を除く。）
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第136条第4項の規則で定める費用は、前項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（運営規程）

第53条 条例第139条第3号の規則で定める場合は、指定介護予防短期入所生活介護事業所が、第47条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合とする。

（利用者の数）

第54条 条例第140条の規則で定める利用者の数は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所生活介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める利用者の数とする。

- (1) 第47条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所 当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) 前号に該当しない指定介護予防短期入所生活介護事業所 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
(記録の整備)

第55条 条例第142条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 介護予防短期入所生活介護計画
- (2) 条例第143条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第137条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第143条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第143条において準用する条例第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第143条において準用する条例第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
(設備及び備品等)

第56条 条例第154条第1項ただし書に規定する規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所者生活介護事業所の建物であることとする。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該ユニット型指定介護予防短期入所者生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第160条において準用する条例第143条において準用する条例第105条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第160条において準用する条例第143条において準用する条例第105条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第154条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。
 - (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例第154条第3項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) ユニット
 - ア 居室
 - (イ) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
 - (ロ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者

(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この条、第58条及び第61条において同じ。)の数の上限をいう。以下この条及び第61条において同じ。)は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(エ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

イ 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要支援者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要支援者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。

4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設ユニット型事業所」という。)においては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「ユニット型事業所併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の条例第154条第3項各号に規定する設備(ユニットを除く。)をユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 条例第154条第4項の規則で定める場合は、第47条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームの場合とする。

6 条例第154条第5項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、第47条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームの廊下の幅については、第1号の規定にかかわらず、特別養護老人ホームとして必要とされる基準を満たすことで足りるものとする。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上(中廊下においては、2.7メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上(中廊下においては、1.8メートル以上)として差し支えない。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。

(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

(準用)

第57条 第49条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

(利用料等の内容)

第58条 条例第156条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。この場合において、第1号か

ら第4号までに定める費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等により利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等により利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用（指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める場合を除く。）
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第156条第4項に規定する規則で定める費用は、前項第1号から第4号までに掲げる費用とする。
(運営規程)

第59条 条例第157条第3号の規則で定める場合は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所が、それぞれ第47条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合とする。
(勤務体制の確保等)

第60条 条例第158条第2項の規則で定める従業者の配置は、次に掲げる配置とする。

- (1) 昼間は、各ユニットに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) 各ユニットに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
(利用者の数)

第61条 条例第159条の規則で定める利用者の数は、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める利用者の数とする。

- (1) 第47条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所 当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) 前号に該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所 ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
(準用)

第62条 第51条において準用する第5条及び第55条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条第2号及び第4号から第6号までの規定中「条例第143条」とあるのは「条例第160条において準用する条例第143条」と読み替えるものとする。
(従業者の配置の基準)

第63条 条例第167条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 生活相談員 1人以上
- (2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上
- (3) 栄養士 1人以上

(4) 機能訓練指導員 1人以上

(5) 調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第4号の機能訓練指導員は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

(管理者の兼務)

第64条 条例第168条ただし書の規則で定める職務は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(利用定員等)

第65条 条例第169条第1項の規則で定める基準は、20人未満とし、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

(設備及び備品等)

第66条 条例第170条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。

ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。

(2) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員（条例第169条第1項に規定する利用定員をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合においては、同一の場所とすることができる。

(3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(5) 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

2 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

(準用)

第67条 第51条において準用する第5条及び第52条から第55条までの規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条第2号及び第4号から第6号までの規定中「条例第143条」とあるのは、「条例第172条」と読み替えるものとする。

第10章 介護予防短期入所療養介護

(従業者の配置の基準)

第68条 条例174条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（条例第174条第1項第1号に規定する看護職員をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（条例第180条に規定する利用者をいう。以下この条及び第71条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

- (2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。
- (3) 療養病床を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（医療法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。
- (4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。

（設備の基準）

第69条 条例第175条第1項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第83号）第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとすること。
- (2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第84号）第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとすること。
- (3) 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとすること。
- (4) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 次に掲げる要件に適合すること。
- ア 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートルとすること。
- イ 食堂及び浴室を有すること。
- ウ 機能訓練を行うための場所を有すること。

（利用料等の内容）

第70条 条例第177条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。この場合において、第1号から第4号までに定める費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等により利用者が選定する

特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

- (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等により利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用（指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める場合を除く。）
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第177条第4項の規則で定める費用は、前項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（定員の遵守）

第71条 条例第180条の規則で定める利用者の数は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める利用者の数とする。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者の数
- (3) 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者の数

（記録の整備）

第72条 条例第181条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 介護予防短期入所療養介護計画
- (2) 条例第182条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第178条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第182条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第182条において準用する条例第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第182条において準用する条例第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

（準用）

第73条 第51条において準用する第5条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。

（診療の方針）

第74条 条例第185条第5号に規定する規則で定める療法等は、厚生労働大臣が定める療法等（平成12年厚生省告示第124号）に定める療法等とし、同条第6号の規則で定める医薬品は、指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成12年厚生省告示第125号）に定める医薬品とする。

（設備の基準）

第75条 条例第192条第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。
- (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。

- (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。
- (4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

（利用料等の内容）

第76条 条例第193条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。この場合において、第1号から第4号までに定める費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等により利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等により利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用（指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める場合を除く。）
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第193条第4項の規則で定める費用は、前項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（勤務体制の確保等）

第77条 条例第195条第2項の規則で定める職員配置は、次に掲げる職員配置とする。

- (1) 昼間は、各ユニットに常時1人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) 各ユニットに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

（定員の遵守）

第78条 条例第196条の規則で定める利用者の数は、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める利用者の数とする。

- (1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者の数

（準用）

第79条 第5条（第51条（第73条において準用する場合に限る。）において準用する場合に限る。）、第72条及び第74条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合に

において、第72条第2号及び第4号から第6号までの規定中「条例第182条」とあるのは「条例197条において準用する条例第182条」と読み替えるものとする。

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

(従業者の配置の基準)

第80条 条例第204条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる介護予防特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上
- (2) 看護職員（条例第204条第2号に規定する看護職員をいう。以下この章において同じ。）又は介護職員

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1及び利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 利用者の数が30を超えない指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1以上

(イ) 利用者の数が30を超える指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ 常に1以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、宿直時間帯においては、この限りでない。

- (3) 機能訓練指導員 1以上

- (4) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

2 条例第204条第2項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる介護予防特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1以上

- (2) 看護職員又は介護職員

ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者のうち認定省令第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者及び居宅サービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上並びに利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。

イ 看護職員の数は次のとおりとすること。

(ア) 総利用者数が30を超えない指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1以上

(イ) 総利用者数が30を超える指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ 常に1以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

- (3) 機能訓練指導員 1以上

- (4) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

3 前2項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人を常勤とするものとする。

6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7 条例第204条第4項の規則で定める職務は、当該特定施設における他の職務とする。

8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。

(管理者の兼務)

第81条 条例第205条ただし書の規則で定める職務は、当該指定介護予防特定施設における他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(設備の基準)

第82条 条例第206条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第206条第4項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 介護居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とする事ができるものとする。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 一時介護室 介護を行うために適当な広さを有すること。

(3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

(5) 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(6) 機能訓練室 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

5 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

6 指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び消防法(昭和23年法律第186号)の定めるところによる。

(内容及び手続の説明並びに契約の締結等)

第83条 条例第207条第1項の規則で定める方法は、第5条の規定を準用する。

(利用料等の内容)

第84条 条例第211条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

(2) おむつ代

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

(記録の整備)

第85条 条例第217条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 介護予防特定施設サービス計画
 - (2) 条例第209条第2項に規定する利用者の同意等に係る書類
 - (3) 条例第210条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (4) 条例第212条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (5) 条例第214条第3項に規定する結果等の記録
 - (6) 条例第218条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (7) 条例第218条において準用する条例第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (8) 条例第218条において準用する条例第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (従業者の配置の基準)

第86条 条例第228条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
 - (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上
 - (3) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- 2 条例第228条第2項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。
- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1以上
 - (2) 介護職員 常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数が10又はその端数を増すごとに1及び介護予防サービスの利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上であること。
 - (3) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- 3 前2項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定介護予防特定施設の従業者（第1項に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯においては、この限りでない。
- 5 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（第2項の場合においては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 6 条例第228条第3項の規則で定める職務は、当該特定施設における他の職務とする。
- (管理者の兼務)

第87条 条例第229条ただし書の規則で定める職務は、当該指定介護予防特定施設における他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(設備の基準)

第88条 条例第230条第2項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第230条第3項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めると

おりとし、同項ただし書の規則で定める面積は、25平方メートルとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

(4) 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

3 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

4 指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。

(内容及び手続の説明並びに契約の締結等)

第89条 条例第231条の規則で定める方法は、第5条の規定を準用する。

(記録の整備)

第90条 条例第234条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 介護予防特定施設サービス計画

(2) 条例第236条第2項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録

(3) 条例第233条第8項に規定する結果等の記録

(4) 条例第235条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 条例第235条において準用する条例第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 条例第235条において準用する条例第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(7) 条例第235条において準用する条例第209条第2項に規定する利用者の同意等に係る書類

(8) 条例第235条において準用する条例第210条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(9) 条例第235条において準用する条例第212条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(10) 条例第235条において準用する条例第214条第3項に規定する結果等の記録

(準用)

第91条 第84条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

第12章 介護予防福祉用具貸与

(福祉用具専門相談員の配置の基準)

第92条 条例第239条第1項に規定する規則で定める員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 条例第239条第2項の規則で定める事業者は、次の各号に掲げるものとし、同項の規則で定める人員に関する基準は、当該各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 指定福祉用具貸与事業者 指定居宅サービス等基準条例第250条第1項に規定する規則で定める基準

(2) 指定特定福祉用具販売事業者 指定居宅サービス等基準条例第267条第1項に規定する規則で定める基準

(3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 条例第256条第1項に規定する規則で定める基準

(管理者の兼務)

第93条 条例第240条第1項ただし書の規則で定める職務は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(設備及び備品等)

第94条 条例第241条第2項に規定する規則で定める設備及び器材の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 福祉用具（条例第238条に規定する福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の保管のために必要な設備
 - ア 清潔であること。
 - イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。
- (2) 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

(利用料等の内容)

第95条 条例第242条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費
- (2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
(記録の整備)

第96条 条例第248条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第249条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第246条第4項に規定する結果等の記録
- (3) 条例第249条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第249条において準用する条例第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 条例第249条において準用する条例第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (6) 条例第252条に規定する介護予防福祉用具貸与計画
(準用)

第97条 第5条の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。

(福祉用具専門相談員の配置の基準)

第98条 条例第253条第1項に規定する規則で定める福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

(準用)

第99条 第5条及び第93条から第96条までの規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。

第13章 特定介護予防福祉用具販売

(福祉用具専門相談員の配置の基準)

第100条 条例第256条第1項に規定する規則で定める福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 条例第256条第2項の規則で定める事業者は、次の各号に掲げる事業者とし、同項の規則で定める人員に関する基準は、当該各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 指定福祉用具貸与事業者 指定居宅サービス等基準条例第250条第1項に規定する規則で定める基準
- (2) 指定特定福祉用具販売事業者 指定居宅サービス等基準条例第267条第1項に規定する規則で定める基準
- (3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者 条例第239条第1項に規定する規則で定める基準
(管理者の兼務)

第101条 条例第257条ただし書の規則で定める職務は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務とする。

(販売費用の額等の内容)

第102条 条例第260条第2項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費

- (2) 特定介護予防福祉用具（条例第255条に規定する特定介護予防福祉用具をいう。）の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
（保険給付の申請に必要な書類等の交付）

第103条 条例第261条の規則で定める書面は、次に掲げる書面とする。

- (1) 当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称
- (2) 販売した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- (3) 領収書
- (4) 当該特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該特定介護予防福祉用具の概要（記録の整備）

第104条 条例第262条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第259条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第263条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第263条において準用する条例第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 条例第263条において準用する条例第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (5) 条例第266条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画（準用）

第105条 第5条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第50号。以下「指定居宅サービス等基準条例施行規則」という。）附則第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第50条第3項第1号ア及びイ、第2号ア並びに第6項の規定は適用しない。
- 3 指定居宅サービス等基準条例施行規則附則第13項の規定の適用を受けるユニット型指定短期入所生活介護事業所においてユニット型指定短期入所生活介護の事業を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第56条第3項第1号イ(イ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。
- 4 指定居宅サービス等基準条例施行規則附則第10項の適用を受ける基準該当短期入所生活介護事業所において、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に支障がないと認められる場合は、第66条第1項第1号ア及びイ並びに第2号アの規定は、適用しない。
- 5 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第22条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、当該規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。
 - (1) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有し

なければならないこと。

(2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

- 6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第3条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。
- 7 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第6条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。
- 8 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第21条の規定の適用を受けるものについては、当該規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。
- 9 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第24条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、当該規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。
 - (1) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。
 - (2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。
- 10 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。
- 11 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第7条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。
- 12 平成18年3月31日以前の日から引き続き存する指定特定施設であって、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われる事業所においては、第82条第2項第1号ア及び第88条第2項第1号アの規定は適用しない。
- 13 平成18年3月31日以前の日から引き続き存する養護老人ホームにおいては、第88条第2項第1号オ及び同項第3号の規定にかかわらず、平成19年3月31日までの間に同項第1号オに規定する非常通報装置若しくはこれに代わる設備又は同項第3号に規定する非常用設備を設置する旨の計画が立てられていれば足りるものとする。
- 14 平成18年3月31日以前の日から引き続き存する養護老人ホームである指定介護予防特定施設（建築中のものを含む。）については、第88条第2項第1号アの規定は適用しない。
- 15 条例附則第7項第3号の規則で定める場合は、第47条第2項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホーム（沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例附則第5項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。）である場合とする。

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第52号

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（入所した者及び職員健康診断）

第3条 児童福祉施設の長は、条例第16条第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第4条 条例第17条に規定する規則で定める給付金は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第十二条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年厚生労働省告示第374号）に規定する給付金とする。

2 条例第17条に規定する規則で定める金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 入所中の児童に係る当該金銭及びこれに準じるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区別すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

（乳児院の設備の基準）

第5条 条例第26条第2号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 寝室の面積は、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上であること。
- (2) 観察室の面積は、乳児1人につき1.65平方メートル以上であること。

第6条 条例第27条第2号の規則で定める基準は、乳幼児の養育のための専用の室の面積が、1室につき9.91平方メートル以上とし、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上であることとする。

（乳児院の職員の基準）

第7条 条例第28条第5項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上（これらの合計数が7人未満であるときは、7人以上）であること。
- (2) 看護師は、保育士又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができること。ただし、乳幼児10人の乳児院には2人以上、乳幼児が10人を超える場合は、おおむね10人増すごとに1人以上看護師を置くこと。
- (3) 前号に規定する保育士のほか、乳幼児20人以下を入所させる施設には、保育士を1人以上置くこと。

第8条 条例第29条第2項に規定する規則で定める基準は、看護師の数が、7人以上であることとする。ただし、当該看護師の数は、その1人を除き、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。

（乳児院の長の資格等）

第9条 条例第30条第1項第4号の規則で定める期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の3第2項第4号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（第1号又は前号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

（母子生活支援施設の設備の基準）

第10条 条例第36条第4号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上とすること。
- (2) 母子室の面積は、30平方メートル以上であること。

(母子生活支援施設の職員の基準)

第11条 条例第37条第4項に規定する規則で定める基準は、母子生活支援施設の少年を指導する職員の数が、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、2人以上であることとする。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第12条 条例第38条第1項第4号に規定する規則で定める期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（第1号又は前号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

(保育所に準ずる設備の基準)

第13条 条例第43条第2項に規定する規則で定める基準は、母子生活支援施設に保育所に準じる設備を設ける場合の保育士の数が、乳幼児おおむね30人につき1人以上であることとする。ただし、当該保育士の数は、1人を下回ることとはできない。

(保育所の設備の基準)

第14条 条例第45条第3号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (2) ほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 保育室又は遊戯室の面積は満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 保育室等を2階以上に設ける場合であつては、ア、イ及びカに、3階以上に設ける場合にあつては、イからクまでに該当することとする。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）

		る。) <ul style="list-style-type: none"> 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下エにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(7) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(4) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(保育所の設備の基準の特例)

第15条 条例第46条の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(保育所の職員の基準)

第16条 条例第47条第2項に規定する規則で定める基準は、保育所の保育士の数が、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあっては、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に1日に4時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人以上）、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上（認定保育所にあっては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上）であることとする。ただし、当該保育士の数は、保育所1につき2人を下回ることはできない。

(児童厚生施設の職員の基準)

第17条 条例第54条第2項第6号の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (2) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (3) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (4) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(児童養護施設の設備の基準)

第18条 条例第57条第4号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童の居室の1室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする。
- (2) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。
- (3) 便所は、男子用と女子用とを別にする事。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(児童養護施設の職員の基準)

第19条 条例第58条第6項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5.5人につき1人以上とすること。ただし、児童45人以下を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。
- (2) 看護師の数は、乳児おおむね1.6人につき1人以上とすること。ただし、1人を下回ることはできない。

(児童養護施設の長の資格等)

第20条 条例第59条第1項第4号の規則で定める期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（第1号又は前号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

(福祉型障害児入所施設の設備の基準)

第21条 条例第67条第7号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童の居室の1室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする。
- (2) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。
- (3) 便所は、男子用と女子用とを別にする事。

(児童発達支援管理責任者の要件)

第22条 条例第68条第1項に規定する障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として規則で定めるものは、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）に規定する者とする。

(福祉型障害児入所施設の職員の基準)

第23条 条例第68条第11項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を4.3で除して得た数以上とする。ただし、児童30人以下を入所させる施設にあっては、更に1以上を加えるものとする。

- (2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、前号の規定を準用する。
- (3) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護師の数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。
- (4) 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5人につき1人以上とする。ただし、児童35人以下を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。
- (5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を3.5で除して得た数以上とする。

(医療型障害児入所施設の職員の基準)

第24条 条例第77条第6項に規定する規則で定める職員の員数の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を6.7で除して得た数以上であること。
- (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて乳幼児おおむね10人につき1人以上、少年おおむね20人につき1人以上であること。

(福祉型児童発達支援センターの設備の基準)

第25条 条例第81条第5号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指導訓練室1室の定員はおおむね10人であって、その面積を児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。
- (2) 遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。

(福祉型児童発達支援センターの職員の基準)

第26条 条例第82条第7項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）の児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除した数以上であること。
- (2) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除した数以上であること。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。
- (3) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護師及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除した数以上であること。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。

(情緒障害児短期治療施設の設備の基準)

第27条 条例第91条第2号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童の居室の1室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。
- (2) 男子と女子の居室は、これを別にすること。
- (3) 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(情緒障害児短期治療施設の職員の基準)

第28条 条例第92条第5項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 心理療法担当職員の数は、おおむね児童10人につき1人以上とする。
- (2) 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童4.5人につき1人以上とする。

(情緒障害児短期治療施設の長の資格等)

第29条 条例第93条第1項第4号の規則で定める期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（第1号又は前号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

(児童自立支援施設の設備の基準)

第30条 条例第99条第2項において準用する条例第57条第4号の規則で定める基準は、第18条各号に掲げるものとする。

(児童自立支援施設の職員の基準)

第31条 条例第100条第6項に規定する規則で定める基準は、児童自立支援施設の児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数が、通じておおむね児童4.5人につき1人以上であることとする。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第32条 条例第101条第1項第4号の規則で定める期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉に関する事業に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（第1号又は前号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成24年沖縄県条例第23号）第5条に規定する要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の保育室又は遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積（乳児又は満2歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積及び満2歳以上満3歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。）が次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第14条第4号の規定を適用しないことができる。

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

- 3 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる面積と満2歳以上満3歳に満たない幼児につき第14条第3号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

- 4 特例幼保連携保育所であつて、満3歳以上の幼児につき第16条に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同条の規定（満3歳以上の幼児に関する部分に限る。）の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員（当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。）であつて、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。

- 5 前項の規定による知事の承認の有効期間は、その承認をした日から3年とする。

- 6 前項の規定にかかわらず、附則第4項の規定による知事の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を6年とすることができる。

- 7 前各項の規定は、沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例第5条に規定する要件を満たす運営を

- 行うために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、附則第4項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。
- 8 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）附則第5条第1項の規定により母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設とみなされる施設に係る第10条、第18条第1号（第29条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第10条中「30平方メートル」とあるのは「おおむね1人につき2.47平方メートル」と、第18条第1号中「4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、面積は1人につき3.3平方メートル以上とする。」とあるのは「15人以下とし、面積は1人につき2.47平方メートル以上とすること。」とする。
- 9 平成10年4月1日において、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第15号）附則第3条の適用を受け看護師に代えることとされた者であって、この規則の施行の日の前日まで引き続いて当該乳児院に看護師に代えて勤務するものについては、第7条第1号及び第8条に規定する看護師に代えることができる。
- 10 乳児6人以上を入所させる保育所に係る第16条に規定する基準の適用については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
- 11 平成23年6月17日前から存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設（同日において建築中のものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）に係る第5条及び第6条、第10条又は第18条第1号（第29条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第5条及び第6条中「乳幼児1人につき2.47平方メートル」とあるのは「乳児1人につき1.65平方メートル」と、第10条第1号中「これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上」とあるのは、「1世帯につき1室以上」と、同条第2号中「30平方メートル」とあるのは「おおむね1人につき3.3平方メートル」と、第18条第1号中「4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする」とあるのは「15人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること」とする。
- 12 平成23年6月17日前から存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第5条による改正前の児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設であって、整備法附則第34条第1項の規定により整備法第5条による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第35条第3項又は第4項に基づき新児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの（平成23年6月17日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第21条第1号の規定を適用する場合においては、同号中「4人」とあるのは「15人」と、「4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする」とあるのは「3.3平方メートル以上とすること」とする。

沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第53号

沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第86号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設備の基準）

第2条 条例第11条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第11条第4項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - (2) 居室
 - ア 1の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とすること。
 - イ 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね4.95平方メートル以上とすること。
 - ウ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。
 - エ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。
 - (3) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。
 - (4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じなければならないこと。
 - (5) その他の設備
 - ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- (給付金として支払を受けた金銭の管理)
- 第3条** 条例第15条に規定する規則で定める給付金は、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準第十四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年厚生労働省告示第376号）に規定する給付金とする。
- 2 条例第15条に規定する規則で定める金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。
- (1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
 - (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
 - (3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
 - (4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成23年6月17日前から引き続き在する婦人保護施設の建物（同日において建築中のものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に係る第2条第2項第2号の規定の適用については、同号イ中「4.95平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

沖縄県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第54号

沖縄県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第87号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(記録の整備)

第3条 条例第7条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第6条に規定するサービス提供日、内容その他必要な事項
- (2) 条例第18条第2項に規定する苦情の内容等
- (3) 条例第19条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置

(設備の基準)

第4条 条例第9条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備及び備品等を備えること。
- (2) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員の配置の基準)

第5条 条例第10条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 施設長 1人
- (2) 指導員 2人以上

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第55号

沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第88号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(構造設備)

第3条 条例第4条第3項の規則で定める福祉ホームの建物は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物とする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(記録の整備)

第4条 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第7条に規定するサービスの提供日、内容その他の必要な事項

(2) 条例第16条第2項に規定する苦情の内容等

(3) 条例第17条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置

(設備の基準)

第5条 条例第10条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室

ア 1の居室の定員は、原則として、1人とすること。

イ 利用者1人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。

(2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

(3) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 共用室 利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有すること。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第56号

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(指定児童発達支援の事業所の従業者の配置の基準)

第3条 条例第6条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 条例第6条第1項第2号の規則で定めるものは、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年厚生労働省告示230号)に規定する者とする。

3 条例第6条第2項の機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じ専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合は、当該機能訓練担当職員の数を第1項第1号の指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

4 条例第6条第3項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 看護師 1以上

(3) 児童指導員又は保育士 1以上

(4) 機能訓練担当職員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

5 第1項第1号及び第3項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であってその提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項第1号の指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

第4条 条例第7条第5項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる指定児童発達支援事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第7条第1項の指定児童発達支援事業所 次のアからオまでに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれアからオまでに掲げる数

ア 嘱託医 1以上

イ 児童指導員及び保育士

(ア) 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上

(イ) 児童指導員 1以上

(ウ) 保育士 1以上

ウ 栄養士 1以上

エ 調理員 1以上

オ 児童発達支援管理責任者 1以上

(2) 主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所 前号に掲げる従業者のほか、次のア及びイの従業者の区分に応じ、それぞれア及びイに掲げる数。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

ア 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上

イ 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。） 機能訓練を行うために必要な数

(3) 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所 第1号に掲げる従業者のほか、次のア及びイの従業者の区分に応じ、それぞれア及びイに掲げる数

ア 看護師 1以上

イ 機能訓練担当職員 1以上

2 条例第7条第2項の規定により機能訓練担当職員を置く場合には、当該機能訓練担当職員の数前項第1号イの児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

3 第1項第1号イ及び第2号アの指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

4 第1項各号及び第2項（第1項第1号アを除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第1号ウの栄養士及び同号エの調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所の設備の基準）

第5条 条例第11条第1項の規則で定める基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

(1) 指導訓練室

ア 定員は、おおむね10人とすること。

イ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

（指定児童発達支援事業者が支払を受ける通所利用者負担額）

第6条 条例第24条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 食事の提供に要する費用（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限

る。)

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号に掲げる費用については、食事の提供に関する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針(平成24年厚生労働省告示第231号)に定めるところによるものとする。

(モニタリングの方法)

第7条 条例第28条第9項に規定するモニタリングは、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

(児童発達支援管理責任者の責務)

第8条 条例第29条の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 条例第30条に規定する相談及び援助を行うこと。

(2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(健康管理)

第9条 条例第34条ただし書の規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときとする。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ次の表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握したときは、同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

(記録の整備)

第10条 条例第55条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第22条第1項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項

(2) 児童発達支援計画

(3) 条例第36条の規定による市町村への通知

(4) 条例第45条第2項に規定する身体拘束等

(5) 条例第51条第2項に規定する苦情の内容等

(6) 条例第53条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置

(基準該当児童発達支援事業所の従業者の配置の基準)

第11条 条例第56条の規則で定める基準は、次に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(基準該当児童発達支援の事業への準用)

第12条 第6条から第8条まで及び第10条の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この

場合において、第6条中「第24条第3項」とあるのは「第59条において準用する条例第24条第3項」と、第7条中「第28条第9項」とあるのは「第59条において準用する条例第28条第9項」と、第8条中「第29条」とあるのは「第59条において準用する条例第29条」と、第10条中「第55条第2項」とあるのは「第59条において準用する条例第55条第2項」と読み替えるものとする。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第13条 条例第60条第1号の規則で定める基準は、従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び同条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であることとする。

(指定通所介護事業所に関する特例)

第14条 条例第61条第1号の規則で定める基準は、当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者の数と同条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であることとする。

2 条例第61条第2号の規則で定める基準は、従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者の数及び条例第61条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であることとする。

(指定医療型児童発達支援事業所の従業者の員数)

第15条 条例第63条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数
- (2) 児童指導員 1以上
- (3) 保育士 1以上
- (4) 看護師 1以上
- (5) 理学療法士又は作業療法士 1以上
- (6) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に規定する従業者及び条例第63条第2項の機能訓練担当職員は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(指定医療型児童発達支援事業者が支払を受ける通所利用者負担額)

第16条 条例第67条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 日用品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号に掲げる費用については、食事の提供に関する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

(指定医療型児童発達支援の事業への準用)

第17条 第7条から第10条までの規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第7条中「第28条第9項」とあるのは「第71条において準用する条例第28条第9項」と、第8条中「第29条」とあるのは「第71条において準用する条例第29条」と、第9条中「第34条」とあるのは「第71条において準用する条例第34条」と、第10条中「第55条第2項」とあるのは「第71条において準用する条例第55条第2項」と、同条第1号中「第22条第1項」とあるのは「第71条において準用する条例第22条第1項」と、同条第3号中「第36条」とあるのは「第69条」と、同条第4号中「第45条第2項」とあるのは「第71条において準用する条例第45条第2項」と、同条第5号中「第51条第2項」とあるのは「第71条に

において準用する条例第51条第2項」と、同条第6号中「第53条第2項」とあるのは「第71条において準用する条例第53条第2項」と読み替えるものとする。

(指定放課後等デイサービス事業所の従業者の配置の基準)

第18条 条例第73条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 条例第73条第2項の機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3 第1項第1号及び前項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

4 第1項第1号の指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(指定放課後等デイサービスの事業への準用)

第19条 第7条、第8条及び第10条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第7条中「第28条第9項」とあるのは「第78条において準用する条例第28条第9項」と、第8条中「第29条」とあるのは「第78条において準用する条例第29条」と、第9条中「第34条」とあるのは「第78条において準用する条例第34条」と、第10条中「第55条第2項」とあるのは「第78条において準用する条例第55条第2項」と、同条第1号中「第22条第1項」あるのは「第78条において準用する条例第22条第1項」と、同条第3号中「第36条」とあるのは「第78条において準用する条例第36条」と、同条第4号中「第45条第2項」とあるのは「第78条において準用する条例第45条第2項」と、同条第5号中「第51条第2項」とあるのは「第78条において準用する条例第51条第2項」と、同条第6号中「第53条第2項」とあるのは「第78条において準用する条例第53条第2項」と読み替えるものとする。

(基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の配置の基準)

第20条 条例第79条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(基準該当放課後等デイサービスの事業への準用)

第21条 第7条、第8条、第10条、第13条及び第14条の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第7条中「第28条第9項」とあるのは「第81条において準用する条例第28条第9項」と、第8条中「第29条」とあるのは「第81条において準用する条例第29条」と、第10条中「第55条第2項」とあるのは「第81条において準用する条例第55条第2項」と、同条第1号中「第22条第1項」あるのは「第81条において準用する条例第22条第1項」と、同条第3号中「第36条」とあるのは「第81条において準用する条例第36条」と、同条第4号中「第45条第2項」とあるのは「第81条において

準用する条例第45条第2項」と、同条第5号中「第51条第2項」とあるのは「第81条において準用する条例第51条第2項」と、同条第6号中「第53条第2項」とあるのは「第81条において準用する条例第53条第2項」と、第13条中「第60条第1号」とあるのは「第81条において準用する条例第60条第1号」と、第14条第1項中「第61条第1号」とあるのは「第81条において準用する条例第61条第1号」と、同条第2項中「第61条第2項」とあるのは「第81条において準用する条例第61条第2項」と読み替えるものとする。

(指定保育所等訪問支援事業所の従業者の配置の基準)

第22条 条例第83条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第23条 条例第87条第3項の規則で定める費用は、通常の事業の実施地域以外における指定保育所等訪問支援の提供に要した交通費とする。

(指定保育所等訪問支援の事業への準用)

第24条 第7条、第8条及び第10条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第7条中「第28条第9項」とあるのは「第89条において準用する条例第28条第9項」と、第8条中「第29条」とあるのは「第89条において準用する条例第29条」と、第10条中「第55条第2項」とあるのは「第89条において準用する条例第55条第2項」と、同条第1号中「第22条第1項」とあるのは「第89条において準用する条例第22条第1項」と、同条第3号中「第36条」とあるのは「第89条において準用する条例第36条」と、同条第4号中「第45条第2項」とあるのは「第89条において準用する条例第45条第2項」と、同条第5号中「第51条第2項」とあるのは「第89条において準用する条例第51条第2項」と、同条第6号中「第53条第2項」とあるのは「第89条において準用する条例第53条第2項」と読み替えるものとする。

(多機能型事業所の従業者の配置の基準に関する特例)

第25条 多機能型事業所(条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第3条第1項、第3項及び第5項、第4条、第15条、第18条第1項から第3項まで並びに第22条第1項の規定の適用については、第3条第1項第1号、第3項及び第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第4条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同項第2号中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同項第3号中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第15条第2項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第18条第1項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第3項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」とする。

2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第3条第6項及び第18条第4項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(多機能型事業所の利用定員に関する特例)

第26条 条例第92条第5項の離島その他の地域であって規則で定めるものは、厚生労働大臣が定める離島その他の地域(平成24年厚生労働省告示第232号)に規定する地域であって、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）附則第5条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であって、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1の規定により整備法第5条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、第3条第1項第1号ア及びイ並びに第18条第1項第1号ア及びイの規定の適用については、第3条第1項第1号ア及びイ並びに第18条第1項第1号ア及びイ中「10」とあるのは「15」とする。
- 3 整備法附則第22条第2項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者に対する第4条第1項第1号イ(ア)及び第2号アの規定の適用については、当分の間、同項第1号イ(ア)中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を7.5で除して得た数の合計数以上」と、同項第2号ア中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。）それぞれ2以上」とする。

沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第57号

沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(指定福祉型障害児入所施設の従業者の配置の基準)

第3条 条例第5条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 看護師 ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
ア 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上
イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上
- (3) 児童指導員及び保育士
ア 児童指導員及び保育士の総数 (ア)から(イ)までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(ア)から(イ)までに掲げる数
(ア) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上（30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えた数以上）
(イ) 主として盲児（強度の弱視児を含む。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳児又は幼児（第11条第1項第2号において「乳幼児」という。）の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の

合計数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に1を加えた数以上）

(ウ) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上

イ 児童指導員 1以上

ウ 保育士 1以上

(4) 栄養士 1以上

(5) 調理員 1以上

(6) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 条例第5条第1項第6号の規則で定める者は、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）に規定する者とする。

3 第1項各号（第1号を除く。）及び条例第5条第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（指定福祉型障害児入所施設の設備の基準）

第4条 条例第6条第3項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 1の居室の定員は、4人以下とすること。

(2) 障害児1人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上とすること。

(3) 前2号の規定にかかわらず、乳幼児のみの1の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。

(4) 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。

（指定障害児入所施設が支払を受けることができる費用）

第5条 条例第18条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 食事の提供に要する費用及び光熱水費（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第24条の7第1項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条の6第1項に規定する食費等の基準費用額（法第24条の7第2項において準用する法第24条の3第9項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、同令第27条の6第1項に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成24年厚生労働省告示第231号）に定めるところによるものとする。

（モニタリングの方法）

第6条 条例第22条第9項に規定するモニタリングは、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。

(2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。

（児童発達支援管理責任者の責務）

第7条 条例第23条の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 条例第24条に規定する検討及び必要な援助並びに条例第25条に規定する相談及び援助を行うこと。

(2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（健康管理）

第8条 条例第29条第1項ただし書の規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われる場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときとする。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ次の表の左欄に掲げる健康診断

の結果を把握したときは、同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。

児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第9条 条例第32条の規則で定める給付金は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成24年厚生労働省告示第305号）に規定する給付金とする。

2 前項の給付金は、次に定める方法により管理しなければならない。

- (1) 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この項において「障害児に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。

(記録の整備)

第10条 条例第52条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 入所支援計画
- (2) 条例第16条第1項に規定する提供した指定入所支援に係る必要な事項
- (3) 条例第33条の規定による都道府県への通知
- (4) 条例第42条第2項に規定する身体拘束等
- (5) 条例第48条第2項に規定する苦情の内容等
- (6) 条例第50条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置

(指定医療型障害児入所施設の従業者の配置の基準)

第11条 条例第53条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる従業者 同法に規定する病院として必要とされる数
- (2) 児童指導員及び保育士
 - ア 児童指導員及び保育士の総数 (1)又は(2)に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(イ)又は(イ)に掲げる数
 - (イ) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上
 - (イ) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上
 - イ 児童指導員 1以上
 - ウ 保育士 1以上
- (3) 心理指導を担当する職員 1以上
- (4) 理学療法士又は作業療法士 1以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(指定医療型障害児入所施設が支払を受けることができる費用)

第12条 条例第55条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 日用品費
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活にお

いても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

(指定医療型障害児入所施設への準用)

第13条 第5条から第10条までの規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第6条中「第22条第9項」とあるのは「第58条において準用する条例第22条第9項」と、第7条中「第23条」とあるのは「第58条において準用する条例第23条」と、同条第1号中「第25条」とあるのは「第58条において準用する条例第25条」と、第8条中「第29条ただし書」とあるのは「第58条において準用する条例第29条ただし書」と、第9条中「第33条」とあるのは「第58条において準用する条例第33条」と、第10条中「第52条」とあるのは「第58条において準用する条例第52条」と、同条第2号中「第16条第1項」とあるのは「第58条において準用する条例第16条第1項」と、同条第3号中「第33条」とあるのは「第58条において準用する条例第33条」と、同条第4号中「第42条第2項」とあるのは「第58条において準用する条例第42条第2項」と、同条第5号中「第48条第2項」とあるのは「第58条において準用する条例第48条第2項」と、同条第6号中「第50条第2項」とあるのは「第58条において準用する条例第50条第2項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(設備に関する特例)

2 平成23年6月17日前から引き続き存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)第5条による改正前の法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定知的障害児施設等」という。)(知的障害児施設又は盲ろうあ児施設であるものに限る。)であって、整備法附則第27条の規定により整備法第5条による改正後の法第24条の2第1項の指定を受けたものとみなされたもの(同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、第4条の規定を適用する場合においては、同条第1号中「4人」とあるのは「15人」と、同条第2号中「4.95平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とし、同条第3号の規定は適用しない。

3 平成24年4月1日前から引き続き存する旧指定知的障害児施設等(肢体不自由児施設であるものに限る。)であって、整備法附則第27条の規定により整備法第5条による改正後の法第24条の2第1項の指定を受けたものとみなされたもの(同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、第4条の規定は適用しない。

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第58号

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護(第3条—第8条)

第3章 療養介護(第9条—第13条)

第4章 生活介護(第14条—第20条)

第5章 短期入所(第21条—第24条)

第6章 重度障害者等包括支援(第25条・第26条)

第7章 共同生活介護(第27条—第31条)

- 第9章 自立訓練（生活訓練）（第38条—第44条）
 - 第10章 就労移行支援（第45条—第48条）
 - 第11章 就労継続支援A型（第49条—第51条）
 - 第12章 就労継続支援B型（第52条—第55条）
 - 第13章 共同生活援助（第56条—第58条）
 - 第14章 多機能型に関する特例（第59条）
 - 第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第60条）
 - 第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第61条—第63条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、「常勤換算方法」とは、事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

（従業者の配置の基準）

第3条 条例第6条第1項の規則で定めるものは、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）に規定する者とする。

2 条例第6条第1項の規則で定める基準は、常勤換算方法で2.5以上とする。

3 条例第6条第2項の規則で定める基準は、事業の規模（指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模）に応じて1人以上の者をサービス提供責任者とする。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

4 前項の事業の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、前項の事業の規模は、推定数とする。

（準用）

第4条 前条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において前条第1項及び第2項中「第6条第1項」とあるのは「第8条において準用する条例第6条第1項」と、同条第3項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する条例第6条第2項」と読み替えるものとする。

（利用者負担額の受領）

第5条 条例第22条第3項の規則で定める費用は、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合に要した交通費とする。

（準用）

第6条 前条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において前条中「第22条第3項」とあるのは「第44条において準用する条例第22条第3項」と読み替えるものとする。

（従業者の配置の基準）

第7条 条例第45条第1項の規則で定める員数は、3人以上とする。

2 第3条第1項の規定は、条例第45条第1項に規定する規則で定めるものについて準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成18年厚生労働省告示第540号。以下「離島その他の地域を定める告示」という。）に該当するものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1人以上とする。

（準用）

第8条 第5条の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において第5条中「第22条第3項」とあるのは「第49条第1項において準用する条例第22条第3項」と読み替えるものとする。

2 第5条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において第5条中「第22条第3項」とあるのは「第49条第2項において準用する条例第22条第3項」と読み替えるものとする。

第3章 療養介護

（従業者の配置の基準）

第9条 条例第51条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上

(2) 看護職員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除して得た数以上

(3) 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除して得た数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除して得た数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

(4) サービス管理責任者 指定療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であつて、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4 第1項に規定する指定療養介護事業所の従業者（第1号及び第2号に掲げる者を除く。）は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項第3号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 条例第51条第1項第4号に規定する規則で定めるものは、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号。以下「サービス管理責任者等告示」という。）第1号に規定する者とする。

（利用者負担額等の受領）

第10条 条例第56条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 日用品費

(2) 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

（モニタリングの方法）

第11条 条例第60条第9項に規定するモニタリングは、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に利用者にも面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

(サービス管理責任者の責務)

第12条 条例第61条の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(記録の整備)

第13条 条例第77条第2項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

(1) 条例第60条第1項に規定する療養介護計画

(2) 条例第55第1項に規定するサービスの提供の記録

(3) 条例第67条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 条例第75条第2項に規定する身体拘束等の記録

(5) 条例第78条において準用する条例第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 条例第78条において準用する条例第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第4章 生活介護

(従業者の配置の基準)

第14条 条例第80条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員、理学療法士、又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成18年厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とすること。

(ア) 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除して得た数以上

(イ) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上

(ウ) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数以上

イ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

エ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4 第1項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 5 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
(設備)

第15条 条例第83条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- (1) 訓練・作業室
- ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
- イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(利用者負担額等の受領)

第16条 条例第84条第3項に規定する規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 創作的活動に係る材料費
- (3) 日用品費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号に掲げる費用については、食事の提供に関する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18年厚生労働省告示第545号。以下「利用料等に関する指針」）に定めるところによるものとする。

(準用)

第17条 第12条及び第13条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条中「第61条」とあるのは「第95条において読み替えて準用する条例第61条」と、第13条中「第77条第2項」とあるのは「第95条において準用する条例第77条第2項」と、同条第1号中「第60条第1項」とあるのは「第95条において読み替えて準用する条例第60条第1項」と、同号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第95条において準用する条例第20条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第90条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第95条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「第78条」とあるのは「第95条」と読み替えるものとする。

(基準該当生活介護の基準)

第18条 条例第96条第2号の規則で定める基準は、食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であることとする。

2 条例第96条第3号の規則で定める基準は、指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であることとする。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第19条 条例第97条の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条第1項に規定する登録者をいう。）の数と条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を25人以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第20条 第16条の規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。この場合において、第16条中「第84条第3項」とあるのは「第98条において準用する条例第84条第3項」と読み替えるものとする。

第5章 短期入所

（従業者の配置の基準）

第21条 条例第100条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める員数とする。

- (1) 指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）その他の法第5条第8項に規定する施設（入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。以下この章において「入所施設等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上
- (2) 指定共同生活介護事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）又は指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定共同生活介護事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に依り、それぞれア又はイに定める数
- ア 指定短期入所と同時に指定共同生活介護、指定自立訓練（生活訓練）（省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）又は指定共同生活援助（以下この章において「指定共同生活介護等」という。）を提供する時間帯 指定共同生活介護事業者等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定共同生活援助事業所の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業者等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業者等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上
- イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。） 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に依り、それぞれ(1)又は(2)に定める数
- (ア) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上
- (イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第100条第2項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める員数を満たすこととする。

- (1) 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上
 - (2) 指定共同生活介護事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数
ア 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上
イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。） 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数
 - (1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上
 - (2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 3 条例第100条第3項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める員数を満たすこととする。
- (1) 指定生活介護事業所、指定共同生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合
ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
ア 指定生活介護、指定共同生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型、指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上
イ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、アに掲げる時間以外の時間
次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数
 - (ア) 当該日の利用者の数が6以下 1以上
 - (イ) 当該日の利用者の数が7以上 1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 - (2) 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号イ(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ前号イ(ア)又は(イ)に掲げる数（設備及び備品等）
- 第22条** 条例第102条第4項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 居室
 - ア 1の居室の定員は、4人以下とすること。
 - イ 地階に設けてはならないこと。
 - ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き8平方メートル以上とすること。
 - エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - オ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - (2) 食堂
 - ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - イ 必要な備品を備えること。
 - (3) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
 - (4) 洗面所

- ア 居室のある階ごとに設けること。
- イ 利用者の特性に応じたものであること。

(5) 便所

- ア 居室のある階ごとに設けること。
- イ 利用者の特性に応じたものであること。

(利用者負担額等の受領)

第23条 条例第105条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 光熱水費
- (3) 日用品費

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第24条 条例第111条第3号の規則で定める基準は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であることとする。

第6章 重度障害者等包括支援

(従業者の配置の基準)

第25条 条例第114条第2項の規則で定める基準は、1人以上とする。

2 条例第114条第3項の規則で定める基準は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第547号）に規定する基準に該当する者とする。

(準用)

第26条 第5条の規定は、指定重度障害者等包括介護の事業について準用する。この場合において、第5条中「第22条第3項」とあるのは「第123条において準用する条例第22条第3項」と読み替えるものとする。

第7章 共同生活介護

(従業者の配置の基準)

第27条 条例第125条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上
- (2) 生活支援員 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、アからエまでに掲げる数の合計数以上
 - ア 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号。以下この号において「区分省令」という。）第2条第3号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数
 - イ 区分省令第2条第4号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数
 - ウ 区分省令第2条第5号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数
 - エ 区分省令第2条第6号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数
- (3) サービス管理責任者 指定共同生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
 - ア 利用者の数が30以下 1以上
 - イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定共同生活介護の従業者は、専ら指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でな

ければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(設備)

第28条 条例第127条第7項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (2) 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(利用者負担額等の受領)

第29条 条例第130条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食材料費
- (2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者を支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）
- (3) 光熱水費
- (4) 日用品費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(サービス管理責任者の責務)

第30条 条例第133条の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- (4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(準用)

第31条 第11条及び第13条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条中「第60条第9項」とあるのは「第141条において準用する条例第60条第9項」と、第13条中「第77条第2項」とあるのは「第141条において準用する条例第77条第2項」と、同条第1号中「第60条第1項」とあるのは「第141条において読み替えて準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第141条において準用する条例第55条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「141条において準用する条例第67条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第141条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「第78条」とあるのは「第141条」と読み替えるものとする。

第8章 自立訓練（機能訓練）

(従業者の配置の基準)

第32条 条例第143条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数
 - ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。
 - イ 看護職員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とすること。
 - ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とすること。
 - エ 生活支援員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者が、指定自立訓練（機能訓練）事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による指定自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項各号及び第2項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者（条例第143条第2項の規定により、同条第1項第1号の理学療法士又は作業療法士に代えて置かれる機能訓練指導員を含む。）は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項第1号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第1号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第33条 第15条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第15条中「第83条第1項」とあるのは「第145条において準用する条例第83条第1項」と読み替えるものとする。

（利用者負担額等の受領）

第34条 条例第146条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号に掲げる費用については、利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

（準用）

第35条 第11条から第13条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第11条中「第60条第9項」とあるのは「第149条において準用する条例第60条第9項」と、第12条中「第61条」とあるのは「第149条において読み替えて準用する条例第61条」と、第13条中「第77条第2項」とあるのは「第149条において準用する条例第77条第2項」と、同条第1号中「第60条第1項」とあるのは「第149条において読み替えて準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する条例第55条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する条例第67条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第149条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「第78条」とあるのは「第149条」と読み替えるものとする。

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第36条 条例第150条第2号の規則で定める基準は、食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であることとする。

2 条例第150条第3号の規則で定める基準は、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であることとする。

（準用）

第37条 第34条の規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において第34条中「第146条第3項」とあるのは「第151条において準用する条例第146条第3項」と読み替えるものとする。

第9章 自立訓練（生活訓練）

（従業者の配置の基準）

第38条 条例第153条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 生活支援員 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除して得た数とイに掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上
 - ア イに掲げる利用者以外の利用者
 - イ 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。）の利用者
 - (2) 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う場合、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、1以上
 - (3) サービス管理責任者 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている指定自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第1号中「指定自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ1以上とする。
- 3 指定自立訓練（生活訓練）事業者が、指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による指定自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前2項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- 4 第1項（第2項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 5 第1項及び第2項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第1項第1号又は第2項の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（設備）

第39条 条例第155条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室
 - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
 - (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
 - (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 2 条例第155条第2項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 居室
 - ア 1の居室の定員は、1人とする。

イ 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

(利用者負担額等の受領)

第40条 条例第157条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第157条第4項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 光熱水費

(3) 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

3 第1項第1号及び前項第1号から第3号までに掲げる費用については、利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

(記録の整備)

第41条 条例第158条第2項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

(1) 条例第159条において読み替えて準用する条例第60条第1項の規定により作成する自立訓練（生活訓練）計画

(2) 条例第156条第1項及び第2項に規定するサービスの提供の記録

(3) 条例第159条において準用する条例第90条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 条例第159条において準用する条例第75条第2項に規定する身体拘束等の記録

(5) 条例第159条において準用する条例第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 条例第159条において準用する条例第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第42条 第11条及び第12条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第11条中「第60条第9項」とあるのは「第149条において準用する条例第60条第9項」と、第12条中「第61条」とあるのは「第149条において読み替えて準用する条例第61条」と読み替えるものとする。

2 条例第159条において読み替えて準用する条例第23条及び第131条に規定する規則で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百七十一条及び第百八十四条において準用する同令第二十二条及び第百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年厚生労働省告示第553号。以下「指定基準第百七十一条等で定める告示」という。）第1号に規定する者とする。

(基準該当自立訓練（生活訓練）の基準)

第43条 条例第160条第2号の規則で定める基準は、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であることとする。

2 条例第160条第3号の規則で定める基準は、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であることとする。

(準用)

第44条 第34条の規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において第34条中「第146条第3項」とあるのは「第161条において準用する条例第146条第3項」とする。

第10章 就労移行支援

(従業者の配置の基準)

第45条 条例第163条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

(2) 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上

(3) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の配置に関する基準)

第46条 条例第164条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とする。

イ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とする。

ウ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とする。

(2) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の従業者及びその員数については、前条第2項から第4項まで及び第6項の規定を準用する。

(準用)

第47条 第15条の規定は、指定就労移行支援の事業の設備に関する基準について準用する。この場合において、第15条中「第83条第1項」とあるのは「第167条において準用する条例第83条第1項」と読み替えるものとする。**第48条** 第11条から第13条まで及び第34条の規定は指定就労移行支援の事業の運営に関する基準について準用する。この場合において、第11条中「第60条第9項」とあるのは「第172条において準用する条例第60条第9項」と、第12条中「第61条」とあるのは「第172条において読み替えて準用する条例第61条」と、第13条中「第77条第2項」とあるのは「第172条において準用する条例第77条第2項」と、同条第1号中「第60条第1項」とあるのは「第172条において読み替えて準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する条例第55条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する条例第67条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第172条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「第78条」とあるのは「第172条」と、第34条中「第146条第3項」とあるのは

は「第172条において準用する条例第146条第3項」と読み替えるものとする。

- 2 条例第172条において読み替えて準用する条例第23条及び第131条に規定する規則で定める者は、指定基準第百七十一条等で定める告示第1号に規定する者とする。

第11章 就労継続支援A型

(従業者の配置の基準)

第49条 条例第174条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

- (2) サービス管理責任者 指定就労継続支援A型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

- 3 第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 第1項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

- 5 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(設備)

第50条 条例第176条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(準用)

第51条 第11条から第13条まで及び第34条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第11条中「第60条第9項」とあるのは「第185条において準用する条例第60条第9項」と、第12条中「第61条」とあるのは「第185条において読み替えて準用する条例第61条」と、第13条中「第77条第2項」とあるのは「第185条において準用する条例第77条第2項」と、同条第1号中「第60条第1項」とあるのは「第185条において読み替えて準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する条例第55条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する条例第67条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第185条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「第78条」とあるのは「第185条」と、第34条中「第146条第3項」とあるのは「第185条において準用する条例第146条第3項」と読み替えるものとする。

第12章 就労継続支援B型

(準用)

第52条 第49条の規定は、指定就労継続支援B型の事業の人員に関する基準について準用する。この場合において、第49条中「第174条」とあるのは「第187条において準用する条例第174条」と読み替えるものとする。

第53条 第50条の規定は、指定就労継続支援B型の事業の設備に関する基準について準用する。この場合に

において、第50条中「第176条第1項」とあるのは「第188条において準用する条例第176条第1項」と読み替えるものとする。

第54条 第11条から第13条まで及び第34条の規定は、指定就労継続支援B型の事業の運営に関する基準について準用する。この場合において、第11条中「第60条第9項」とあるのは「第190条において準用する条例第60条第9項」と、第12条中「第61条」とあるのは「第190条において読み替えて準用する条例第61条」と、第13条中「第77条第2項」とあるのは「第190条において準用する条例第77条第2項」と、同条第1号中「第60条第1項」とあるのは「第190条において読み替えて準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する条例第55条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する条例第67条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第190条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「第78条」とあるのは「第190条」と、第34条中「第146条第3項」とあるのは「第190条において準用する条例第146条第3項」と読み替えるものとする。

第55条 第11条から第13条まで及び第34条の規定は、基準該当指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第11条中「第60条第9項」とあるのは「第194条において準用する条例第60条第9項」と、第12条中「第61条」とあるのは「第194条において読み替えて準用する条例第61条」と、第13条中「第77条第2項」とあるのは「第194条において準用する条例第77条第2項」と、同条第1号中「第60条第1項」とあるのは「第194条において読み替えて準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する条例第55条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する条例第67条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第194条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「第78条」とあるのは「第194条」と、第34条中「第146条第3項」とあるのは「第194条において準用する条例第146条第3項」と読み替えるものとする。

第13章 共同生活援助

(従業者の配置の基準)

第56条 条例第196条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上
- (2) サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
 - ア 利用者の数が30以下 1以上
 - イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第57条 第28条の規定は、指定共同生活援助の事業の設備に関する基準について準用する。この場合において、第28条中「第127条第7項」とあるのは「第198条において準用する条例第127条第7項」と読み替えるものとする。

第58条 第11条、第13条、第29条及び第30条の規定は、指定共同生活援助の事業の運営に関する基準について準用する。この場合において、第11条中「第60条第9項」とあるのは「第190条において準用する条例第60条第9項」と、第13条中「第77条第2項」とあるのは「第190条において準用する条例第77条第2項」と、同条第1号中「第60条第1項」とあるのは「第190条において読み替えて準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する条例第55条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する条例第67条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第190条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「第78条」とあるのは「第190条」と、第29条中「第130条」とあるのは「第201条において準用する条例第130条」と、第30条中「第133条」とあるのは「第201条

において準用する条例第133条」と読み替えるものとする。

第14章 多機能型に関する特例

(従業者の配置の基準)

第59条 条例第202条第1項の規則で定める基準は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合において、第11条第5項、第26条第5項及び第6項、第30条第6項、第35条第4項及び第5項並びに第38条第4項（第52条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする。

2 条例第202条第2項の規則で定める基準は、多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第11条第1項第3号及び第6項、第26条第1項第2号及び第7項、第30条第1項第3号及び第7項、第35条第1項第3号及び第6項並びに第38条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第52条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうちサービス管理責任者等告示第2号に規定するものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める員数でなければならないものとする。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前項に規定する基準により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとする。

第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

(従業者の配置の特例)

第60条 条例第204条の規定により規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 世話人 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計を6で除して得た数以上

(2) サービス管理責任者 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所ごとに、ア又はイに掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数の合計が30以下 1以上

イ 利用者の数の合計が31以上 1に、利用者の数の合計が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

(離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準)

第61条 条例第206条に規定する離島その他の地域のうち規則で定めるものは、離島その他の地域を定める告示に該当するものであって、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものとする。

(従業者の配置の基準)

第62条 条例第207条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数（特定基準該当生活介護を提供する事業所に限る。）

(2) 看護職員 1以上（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

(3) 理学療法士又は作業療法士 1以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）

を提供する事業所に限る。)

- (4) 生活支援員 常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除して得た数及びイに掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上

ア 特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練（機能訓練）及び特定基準該当自立訓練（生活訓練）の利用者

イ 特定基準該当就労継続支援B型の利用者

- (5) 職業指導員 1以上（特定基準該当就労継続支援B型を提供する事業所に限る。）

- (6) サービス管理責任者 1以上

- 2 前項第4号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

- 3 前項第6号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第63条 第11条から第13条まで及び第15条の規定は、特定基準障害福祉サービスの事業について準用する。

この場合において、第11条中「第60条第9項」とあるのは「第210条第1項において準用する条例第60条第9項」と、第12条中「第61条」とあるのは「第210条第1項において読み替えて準用する条例第61条」と、第13条中「第77条第2項」とあるのは「第210条第1項において準用する条例第77条第2項」と、同条第1号中「第60条第1項」とあるのは「第210条第1項において読み替えて準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する条例第55条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第210条第1項において準用する条例第67条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第210条第1項において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「第78条」とあるのは「第210条」と、第15条中「第83条」とあるのは「第210条第1項において準用する条例第83条」と読み替えるものとする。

- 2 第16条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第16条中「第84条第3項」とあるのは「第210条第2項において準用する条例第84条第3項」と読み替えるものとする。

- 3 第34条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第34条中「第146条第3項」とあるのは「第210条第3項において準用する条例第146条第3項」と読み替えるものとする。

- 4 第40条（第1項に限る。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第40条第1項中「第157条第3項」とあるのは「第210条第4項において準用する条例第157条第3項」と読み替えるものとする。

- 5 第34条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第34条中「第146条第3項」とあるのは「第210条第5項において準用する条例第146条第3項」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置）

- 2 当分の間、第1号の指定基準第七十一条等で定める告示第3号に規定する者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第14条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

- (1) 次のアからウまでに掲げる利用者（指定基準第七十一条等で定める告示第3号に規定する者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれイからハマまでに掲げる数

ア 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除して得た数

イ 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数

ウ 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数

- (2) 前号の指定基準第七十一条等で定める告示第3号に規定する者である利用者の数を10で除して得た数
- 3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合の前項の利用者の数は、推定数による。
- (施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)
- 4 指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日前から引き続き存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活介護の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第28条（第57条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第56号）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。
- (指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)
- 5 条例附則第8項及び第9項の場合における第27条の適用については、同条第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数（条例附則第8項又は第9項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。
- (精神障害者福祉ホームに係る設備に関する特例)
- 6 平成18年10月1日前から引き続き存する法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）又は同項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム（以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。）（これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活介護の事業等について、第28条（第57条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、第28条第2号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、当分の間、適用しない。
- (指定宿泊型自立訓練に関する経過措置)
- 7 精神障害者生活訓練施設、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧精神保健福祉法第50条の2第1項第2号に掲げる精神障害者授産施設（以下「精神障害者授産施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）第23条第1号に掲げる精神障害者通所授産施設及び同条第2号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。）、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち同法第15条の11第1項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者更生施設」という。）（整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第2条第1号イに掲げる指定知的障害者入所更生施設に限る。）及び旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設（以下「知的障害者授産施設」という。）のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）（旧知的障害者更生施設等指定基準第2条第2号イに掲げる指定特定知的障害者入所授産施設に限る。）において行われる指定自立訓練（生活訓練）の事業について、第39条第2項の規定を適用する場合においては、同項第1号ア「1人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものを除く。）については「2人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものに限る。）、指定知的障害者更生施設並びに指定特定知的障害者授産施設については「4人以下」と、同号イ中「1の居室

の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「4.4平方メートル」と、指定知的障害者更生施設及び指定特定知的障害者授産施設については「6.6平方メートル」とする。

沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第59号

沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「常勤換算方法」とは、指定障害者支援施設等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害者支援施設等において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(従業者の配置の基準)

第3条 条例第5条の規則で定める基準は、次項から第11項までに定めるとおりとする。

2 生活介護を行う場合にあつては、次に掲げる基準を満たすこととする。

- (1) 医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数とすること。
- (2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員は、次に掲げる基準を満たすために必要な数とすること。

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位（生活介護であつて、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、常勤換算方法で、イ及びウに掲げる数を合計した数以上とすること。

イ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成18年厚生労働省告示第542号）の規定により算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数

(ア) 平均障害程度区分が4未満 利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第百八十四条において準用する同令第二十二条及び第百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年厚生労働省告示第553号。以下「指定基準第七十一条等で定める告示」という。）第3号に規定する者を除く。(イ)及び(ウ)において同じ。)の数を6で除して得た数

(イ) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数

(ウ) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数

ウ イ(ア)に規定する指定基準第七十一条等で定める告示第3号に規定する者である利用者の数を10で除して得た数

エ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

オ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

カ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

- (3) サービス管理責任者は、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数とすること。

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た

数以上

- (4) 第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤とすること。
 - (5) 第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤とすること。
- 3 自立訓練（機能訓練）を行う場合にあつては、次に掲げる基準を満たすこととする。
- (1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員は、次に掲げる基準を満たすために必要な数とすること。
 - ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。
 - イ 看護職員の数は、1以上とすること。
 - ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上とすること。
 - エ 生活支援員の数は、1以上とすること。
 - (2) サービス管理責任者は、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数とすること。
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 - (3) 指定障害者支援施設が、指定障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、前2号に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとすること。
 - (4) 第1号の看護職員のうち、1人以上は、常勤とすること。
 - (5) 第1号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤とすること。
 - (6) 第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤とすること。
- 4 自立訓練（生活訓練）を行う場合にあつては、次に掲げる基準を満たすこととする。
- (1) 生活支援員は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。
 - (2) サービス管理責任者は、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数とすること。
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 - (3) 健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置いている場合における第1号の適用については、同号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とすること。
 - (4) 指定障害者支援施設、指定障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を行う場合は、前3号に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとすること。
 - (5) 第1号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤とすること。
 - (6) 第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤とすること。
- 5 就労移行支援を行う場合（次号の場合を除く。）にあつては、次に掲げる基準を満たすこととする。
- (1) 職業指導員及び生活支援員は、次に掲げる基準を満たすために必要な数とすること。
 - ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。
 - イ 職業指導員の数は、1以上とすること。
 - ウ 生活支援員の数は、1以上とすること。
 - (2) 就労支援員は、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上とすること。
 - (3) サービス管理責任者は、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる

数とすること。

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(4) 第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤とすること。

(5) 第2号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤とすること。

(6) 第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤とすること。

6 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合にあつては、次に掲げる基準を満たすこととする。

(1) 職業指導員及び生活支援員は、次に掲げる基準を満たすために必要な数とすること。

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者は、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数とすること。

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(3) 第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤とすること。

(4) 第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤とすること。

7 就労継続支援B型を行う場合にあつては、次に掲げる基準を満たすこととする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者は、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数とすること。

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(3) 第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤とすること。

(4) 第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤とすること。

8 施設入所支援を行う場合にあつては、次に掲げる基準を満たすこととする。

(1) 生活支援員は、施設入所支援の単位（施設入所支援であつて、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数とすること。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は指定基準第一百七十一条等で定める告示第4号に規定する者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とすること。

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) サービス管理責任者 指定障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

9 条例第5条第1号ウの規則で定めるものは、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号。以下「サービス管理責任者告示」という。）第1号に規定する者とする。

- 10 第2項から第8項までに規定する利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 11 第2項から第8項までに規定する指定障害者支援施設の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数）
- 第4条 条例第7条の規則で定める基準については、前条（第8項を除く。）に規定する基準によるものとする。ただし、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第2項第4号、第3項第4号及び第5号、第4項第5号、第5項第4号及び第5号並びに第7項第3号の規定にかかわらず、指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。
- 2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、前条第2項第3号及び第5号、第3項第2号及び第6号、第4項第2号及び第6号、第5項第3号及び第6号、第6項第2号及び第4号並びに第7項第2号及び第4号の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうちサービス管理責任者告示第3号に規定するものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。
- (1) 利用者の数の合計が60以下 1以上
- (2) 利用者の数の合計が61人以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
（設備）
- 第5条 条例第9条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 訓練・作業室
- ア 専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
- ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 居室
- ア 1の居室の定員は、4人以下とすること。
- イ 地階に設けてはならないこと。
- ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。
- エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (3) 食堂
- ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- イ 必要な備品を備えること。
- (4) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。
- (5) 洗面所
- ア 居室のある階ごとに設けること。
- イ 利用者の特性に応じたものであること。
- (6) 便所
- ア 居室のある階ごとに設けること。
- イ 利用者の特性に応じたものであること。
- (7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(8) 廊下幅

ア 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

(利用者負担額の受領等)

第6条 条例第23条第3項の規則で定める費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

(1) 生活介護を行う場合 次のアからエまでに掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用

イ 創作的活動に係る材料費

ウ 日用品費

エ アからウまでに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(2) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 次のアからウまでに掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用

イ 日用品費

ウ ア及びイに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(3) 施設入所支援を行う場合 次のアからオまでに掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第21条第1項第1号に規定する食費等の基準費用額（法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設等に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

イ 厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準（平成18年厚生労働省告示第541号）に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ウ 被服費

エ 日用品費

オ アからエまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる費用については、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18年厚生労働省告示第545号）に定めるところによるものとする。

(モニタリングの方法)

第7条 条例第27条第9項に規定するモニタリングは、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に利用者に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

(サービス管理責任者の責務)

第8条 条例第28条の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握す

ること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第9条 条例第43条の規則で定める給付金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十八条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年厚生労働省告示第378号）に規定する給付金とする。

2 前項の給付金の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

(2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

(4) 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させること。

(記録の整備)

第10条 条例第61条第2項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

(1) 条例第21条第1項及び第2項に規定するサービスの提供の記録

(2) 施設障害福祉サービス計画

(3) 条例第44条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 条例第53条第2項に規定する身体拘束等の記録

(5) 条例第57条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 条例第59条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(居室面積の経過措置)

2 平成18年10月1日前から引き続き存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第30条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の規定の適用を受けているもの（以下「指定身体障害者療護施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号。以下「旧身体障害者更生施設等指定基準」という。）附則第3条の適用を受けているものに限る。）、旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの（旧身体障害者更生施設等指定基準第2条第3号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。）、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第2条第1号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。）、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（旧知的障害者更生施設等指定基準第2条第2号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。

- 3 平成18年10月1日前から引き続き存する法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）又は同項第2号に規定する精神障害者授産施設（整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省例題87号）第23条第1号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第2号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.4平方メートル」とする。
- 4 平成18年10月1日前から引き続き存する指定特定身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第4条第1項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第2条及び第3条の規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。
- 5 平成24年4月1日前から引き続き存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第5条による改正前の児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものに対する第5条第2号の規定の適用については、当分の間、同号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.95平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。
（ブザー又はこれに代わる設備の経過措置）
- 6 平成18年10月1日前から引き続き存する指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第5条第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。
- 7 平成24年4月1日前から引き続き存する旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものについては、当分の間、第5条第2号キの規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。
（廊下幅の経過措置）
- 8 平成18年10月1日前から引き続き存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第8号ア中「1.5メートル」とあるのは「1.35メートル」とする。
- 9 平成18年10月1日前から引き続き存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第5条第8号の規定は、当分の間、適用しない。
- 10 平成18年10月1日前から引き続き存する指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第5条第8号の規定は、当分の間、適用しない。
- 11 平成24年4月1日前から引き続き存する旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものについては、当分の間、第5条第8号の規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分についてはこの限りでない。

沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第60号

沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 療養介護（第3条—第6条）
- 第3章 生活介護（第7条—第10条）
- 第4章 自立訓練（機能訓練）（第11条・第12条）
- 第5章 自立訓練（生活訓練）（第13条—第16条）
- 第6章 就労移行支援（第17条—第19条）
- 第7章 就労継続支援A型（第20条—第22条）
- 第8章 就労継続支援B型（第23条）
- 第9章 多機能型に関する特例（第24条・第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年沖縄県条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、「常勤換算方法」とは、事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

第2章 療養介護

（記録の整備）

第3条 条例第9条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第17条第1項に規定する療養介護計画
- (2) 条例第28条第2項に規定する身体拘束等
- (3) 条例第30条第2項に規定する苦情の内容等
- (4) 条例第32条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置

（職員の配置の基準）

第4条 条例第12条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 管理者 1
- (2) 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上
- (3) 看護職員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除して得た数以上
- (4) 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除して得た数以上置かれている療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除して得た数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。
- (5) サービス管理責任者 療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項の療養介護の単位は、療養介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的

に行われるものをいい、複数の療養介護の単位を置く場合の療養介護の単位の利用定員は20人以上とする。

- 4 第1項に規定する療養介護事業所の職員（第1号から第3号までに掲げる者を除く。）は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の業務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項第4号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第1項第5号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 条例第12条第5号の規則で定めるものは、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号。以下「サービス管理責任者等を定める告示」という。）第1号に規定する者とする。

（モニタリングの方法）

第5条 条例第17条第9項に規定するモニタリングは、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 定期的に利用者に面接すること。
- (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

（サービス管理責任者の業務）

第6条 条例第18条の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該療養介護事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

第3章 生活介護

（規模の特例が適用される地域）

第7条 条例第37条ただし書の離島その他の地域であって規則で定めるものは、厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成18年厚生労働省告示第540号。以下「離島その他の地域を定める告示」という。）に規定する地域であって、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものとする。

（設備の基準）

第8条 条例第38条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室
 - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

（職員の配置の基準）

第9条 条例第39条第1項の規則で定める基準は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 管理者 1
- (2) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (3) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数
 - ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害程度区分（厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成18年厚生労働省告示第542号）により算定した障害程度区分の平均値をいう。以

下同じ。)に 応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とすること。

(ア) 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除して得た数以上

(イ) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上

(ウ) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数以上

イ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

エ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

(4) サービス管理責任者 生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は20人以上とする。

4 第1項(第1号に掲げる者を除き、条例第39条第2項の規定により第1項第3号の理学療法士又は作業療法士に代わって置かれる機能訓練指導員を含む。)に規定する生活介護事業所の職員は、専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該生活介護事業所の他の業務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

6 第1項第3号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第10条 第3条、第5条及び第6条の規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第3条中「第9条第2項」とあるのは「第50条において準用する条例第9条第2項」と、同条第1号中「第17条第1項」とあるのは「第50条において読み替えて準用する条例第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第50条において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第50条において準用する条例第30条第2項」と、同条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第50条において準用する条例第32条第2項」と、第5条中「第17条第9項」とあるのは「第50条において準用する条例第17条第9項」と、第6条中「第18条」とあるのは「第50条において読み替えて準用する条例第18条」と読み替えるものとする。

第4章 自立訓練(機能訓練)

(職員の配置の基準)

第11条 条例第52条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 管理者 1

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

イ 看護職員の数は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上とすること。

エ 生活支援員の数は、自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

- ア 利用者の数が60以下 1以上
イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 自立訓練（機能訓練）事業者が、自立訓練（機能訓練）事業所における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 4 第1項（第1号に掲げる者を除き、条例第52条第2項の規定により、第1項第2号の理学療法士又は作業療法士に代えて置かれる機能訓練指導員を含む。）及び第2項に規定する自立訓練（機能訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（機能訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（機能訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（機能訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項第2号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第12条 第3条及び第5条から第8条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第3条中「第9条第2項」とあるのは「第55条において準用する条例第9条第2項」と、同条第1号中「第17条第1項」とあるのは「第55条において読み替えて準用する条例第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する条例第30条第2項」と、同条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第55条において準用する条例第32条第2項」と、第5条中「第17条第9項」とあるのは「第55条において準用する条例第17条第9項」と、第6条中「第18条」とあるのは「第55条において読み替えて準用する条例第18条」と、第7条中「第37条ただし書」とあるのは「第55条において準用する条例第37条ただし書」と、第8条中「第38条第1項」とあるのは「第55条において準用する条例第38条第1項」と読み替えるものとする。

第5章 自立訓練（生活訓練）

（規模の特例が適用される地域）

第13条 条例第57条ただし書の離島その他の地域であって規則で定めるものは、離島その他の地域を定める告示に規定する地域であって、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものとする。

（設備の基準）

第14条 条例第58条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

2 条例第58条第2項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室

ア 1の居室の定員は、1人とすること。

イ 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

3 条例第58条第6項に規定する規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(職員の配置の基準)

第15条 条例第59条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 管理者 1

(2) 生活支援員 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除して得た数とイに掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上

ア イに掲げる利用者以外の利用者

イ 宿泊型自立訓練の利用者

(3) 地域移行支援員 宿泊型自立訓練を行う場合、自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、1以上

(4) サービス管理責任者 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第2号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ1以上とする。

3 自立訓練（生活訓練）事業者が、自立訓練（生活訓練）事業所における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居室を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前2項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

4 第1項（第2項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

5 第1項（第1号に掲げる者を除く。）及び第2項に規定する自立訓練（生活訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（生活訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

7 第1項第2号又は第2項の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

8 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第16条 第3条、第5条及び第6条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第3条中「第9条第2項」とあるのは「第60条において準用する条例第9条第2項」と、同条第1号中「第17条第1項」とあるのは「第60条において読み替えて準用する条例第17条第1項」と、「療養

介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条において準用する条例第30条第2項」と、同条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条において準用する条例第32条第2項」と、第5条中「第17条第9項」とあるのは「第60条において準用する条例第17条第9項」と、第6条中「第18条」とあるのは「第60条において読み替えて準用する条例第18条」と読み替えるものとする。

第6章 就労移行支援

(職員の配置の基準)

第17条 条例第63条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 管理者 1
 - (2) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数
 - ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。
 - イ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。
 - ウ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。
 - (3) 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上
 - (4) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイ掲げる数
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
 - 3 第1項（同項第1号に掲げる者を除く。）に規定する就労移行支援事業所の職員は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - 4 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
 - 5 第1項第2号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。
 - 6 第1項第3号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
 - 7 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(認定就労移行支援事業所の職員の配置の基準)

第18条 条例第64条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 管理者 1
 - (2) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数
 - ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。
 - イ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。
 - ウ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。
 - (3) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が61を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前条第2項から第5項まで及び第7項の規定は、条例第64条の規則で定める基準について準用する。
- (準用)

第19条 第3条及び第5条から第8条までの規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第3条中「第9条第2項」とあるのは「第69条において準用する条例第9条第2項」と、同条第1号中「第17条第1項」とあるのは「第69条において読み替えて準用する条例第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する条例第30条第2項」と、同条第4号「第32条第2項」とあるのは「第69条において準用する条例第32条第2項」と、第5条中「第17条第9項」とあるのは「第69条において準用する条例第17条第9項」と、第6条中「第18条」とあるのは「第69条において読み替えて準用する条例第18条」と、第7条中「第37条ただし書」とあるのは「第69条において読み替えて準用する第37条ただし書」と、第8条中「第38条第1項」とあるのは「第69条において準用する条例第38条第1項」と読み替えるものとする。

第7章 就労継続支援A型

(設備の基準)

第20条 条例第73条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員の配置の基準)

第21条 条例第74条の規則で定める基準は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 就労継続支援A型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項(第1号に掲げる者を除く。)に規定する就労継続支援A型事業所の職員は、専ら当該就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援A型事業所の他の業務に従事し、又は当該就労継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

5 第1項第2号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第22条 第3条、第5条及び第6条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第3条中「第9条第2項」とあるのは「第84条において準用する条例第9条第2項」と、同条第1号中「第17条第1項」とあるのは「第84条において読み替えて準用する条例第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第84条において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用す

る条例第30条第2項」と、同条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第84条において準用する条例第32条第2項」と、第5条中「第17条第9項」とあるのは「第84条において準用する条例第17条第9項」と、第6条中「第18条」とあるのは「第84条において読み替えて準用する条例第18条」と読み替えるものとする。

第8章 就労継続支援B型

(準用)

第23条 第3条、第5条、第6条、第7条、第20条及び第21条の規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第3条中「第9条第2項」とあるのは「第87条において準用する条例第9条第2項」と、同条第1号中「第17条第1項」とあるのは「第87条において読み替えて準用する条例第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第87条において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第87条において準用する条例第30条第2項」と、同条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第87条において準用する条例第32条第2項」と、第5条中「第17条第9項」とあるのは「第87条において準用する条例第17条第9項」と、第6条中「第18条」とあるのは「第87条において読み替えて準用する条例第18条」と、第7条中「第37条ただし書」とあるのは「第87条において準用する条例第37条ただし書」と、第20条中「第73条第1項」とあるのは「第87条において準用する条例第73条第1項」と、第21条中「第74条」とあるのは「第87条において準用する条例第74条」と読み替えるものとする。

第9章 多機能型に関する特例

(規模の特例が適用される地域)

第24条 条例第88条第4項の離島その他の地域であって規則で定めるものは、離島その他の地域を定める告示に規定する地域であって、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものとする。

(職員の員数等の特例)

第25条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合は、第8条第6項、第11条第6項及び第7項、第15条第7項、第17条第5項及び第6項並びに第21条第5項（第23条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第27号）の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（同条例第6条第1項第2号の児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 多機能型事業所は、第9条第1項第4号及び第7項、第11条第1項第3号及び第8項、第15条第1項4号及び第8項、第17条第1項第4号及び第7項並びに第21条第1項第3号及び第6項（これらの規定を第23条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうちサービス管理責任者等を定める告示第2号に規定するものを1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 条例第88条第4項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第9条第1項第3号エ及び第6項、第11条第1項第2号イ及びエ、第6項並びに第7項、第15条第1項第2号及び第7項並びに第23条において準用する第21条第1項第2号及び第5項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第1号に掲げる利用者の数を6で除して得た数と第2号に掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上とすることができる。この場

合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。

- (1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の利用者
- (2) 就労継続支援B型の利用者

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
（生活介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置）
- 2 当分の間、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二條及び第四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年厚生労働省告示第553号。以下「指定基準第七十一条等で定める告示」という。）第3号に規定する者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第9条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計以上の数とする。
 - (1) 次のアからウまでに掲げる利用者（指定基準第七十一条等で定める告示第3号に規定する者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数
 - ア 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除して得た数
 - イ 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数
 - ウ 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数
 - (2) 前号の指定基準第七十一条等で定める告示第3号に規定する者である利用者の数を10で除して得た数
- 3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合の前項の利用者の数は、推定数による。
（宿泊型自立訓練に関する経過措置）
- 4 法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）、同項第2号に掲げる精神障害者授産施設（以下「精神障害者授産施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）第23条第1号に掲げる通所施設及び同条第2号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。）、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設（以下「知的障害者更生施設」という。）（整備省令による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。）及び旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設（以下「知的障害者授産施設」という。）（旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。）について、第14条の規定を適用する場合においては、同条第2項第1号ア中「1人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものを除く。）については「2人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものに限る。）、知的障害者更生施設並びに知的障害者授産施設については「4人以下」と、同号イ中「1の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「4.4平方メートル」と、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設については「6.6平方メートル」とする。
（規模に関する経過措置）

5 法第5条第22項に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）が、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に障害福祉サービス事業を開始した場合における第7条（第12条、第19条及び第23条において準用する場合を含む。）及び第13条並びに第24条の適用については、「離島その他の地域を定める告示に規定する地域であって、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるもの」とあるのは、「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるもの」とする。

沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第61号

沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年沖縄県条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、「常勤換算方法」とは、障害者支援施設の職員の勤務延べ時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（構造設備）

第3条 条例第4条第3項の規則で定める障害者支援施設の建物は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物とする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

（記録の整備）

第4条 条例第8条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第19条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画
- (2) 条例第41条第2項に規定する身体拘束等
- (3) 条例第43条第2項に規定する苦情の内容等
- (4) 条例第45条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置

（設備の基準）

第5条 条例第10条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 居室

ア 1の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(3) 食堂

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 必要な備品を備えること。

(4) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

(5) 洗面所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(6) 便所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(8) 廊下幅

ア 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

(職員の配置の基準)

第6条 条例第11条第1項の規則で定める基準は、施設長を1人置くほか、次項から第12項までに定めるとおりとする。

2 生活介護を行う場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこととする。

(1) 医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数とすること。

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員は、次に掲げる基準を満たすために必要な数とすること。

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、イ及びウに掲げる数を合計した数以上とすること。

イ (ア)から(ウ)までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成18年厚生労働省告示第542号）の規定により算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数

(ア) 平均障害程度区分が4未満 利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二条及び第四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年厚生労働省告示第553号。以下「指定基準第七十一条等で定める告示」という。）第3号に規定する者を除く。（イ）及び(ウ)において同じ。）の数を6で除して得た数

(イ) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数

(ウ) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数

ウ イ(ア)に規定する指定基準第七十一条等で定める告示第3号に規定する者である利用者の数を10で除して得た数

エ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

オ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うときは、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

カ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

- (3) サービス管理責任者は、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数とすること。
- ア 利用者の数が60以下 1以上
- イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (4) 第2号の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は20人以上とすること。
- (5) 第2号カの生活支援員のうち、1人以上は、常勤とすること。
- (6) 第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤とすること。
- 3 自立訓練（機能訓練）を行う場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこととする。
- (1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員は、次に掲げる基準を満たすために必要な数とすること。
- ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。
- イ 看護職員の数は、1以上とすること。
- ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上とすること。
- エ 生活支援員の数は、1以上とすること。
- (2) サービス管理責任者は、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数とすること。
- ア 利用者の数が60以下 1以上
- イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (3) 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、前2号に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとすること。
- (4) 第1号の看護職員のうち、1人以上は、常勤とすること。
- (5) 第1号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤とすること。
- (6) 第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤とすること。
- 4 自立訓練（生活訓練）を行う場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこととする。
- (1) 生活支援員は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。
- (2) サービス管理責任者は、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数とすること。
- ア 利用者の数が60以下 1以上
- イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (3) 健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置いている場合については、第1号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とする。
- (4) 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を行う場合は、前3号に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとすること。
- (5) 第1号及び第3号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤とすること。
- (6) 第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤とすること。
- 5 就労移行支援を行う場合（次号の場合を除く。）にあっては、次に掲げる基準を満たすこととする。

- (1) 職業指導員及び生活支援員は、次に掲げる基準を満たすために必要な数とすること。
 - ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。
 - イ 職業指導員の数は、1以上とすること。
 - ウ 生活支援員の数は、1以上とすること。
 - (2) 就労支援員は、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上とすること。
 - (3) サービス管理責任者は、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数とすること。
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 - (4) 第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤とすること。
 - (5) 第2号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤とすること。
 - (6) 第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤とすること。
- 6 認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合にあつては、次に掲げる基準を満たすこととする。
- (1) 職業指導員及び生活支援員は、次に掲げる基準を満たすために必要な数とすること。
 - ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。
 - イ 職業指導員の数は、1以上とすること。
 - ウ 生活支援員の数は、1以上とすること。
 - (2) サービス管理責任者は、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数とすること。
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 - (3) 第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤とすること。
 - (4) 第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤とすること。
- 7 就労継続支援B型を行う場合にあつては、次に掲げる基準を満たすこととする。
- (1) 職業指導員及び生活支援員は、次に掲げる基準を満たすために必要な数とすること。
 - ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。
 - イ 職業指導員の数は、1以上とすること。
 - ウ 生活支援員の数は、1以上とすること。
 - (2) サービス管理責任者は、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数とすること。
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 - (3) 第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤とすること。
 - (4) 第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤とすること。
- 8 施設入所支援を行う場合にあつては、次に掲げる基準を満たすこととする。
- (1) 生活支援員は、施設入所支援の単位ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数とすること。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援就労継続支援B型を受ける利用者又は指定基準第一百七十一条等で定める告示第4号に規定する者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とすること。
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た

数以上

(2) サービス管理責任者は、当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

(3) 第1号の施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は30人以上とすること。

9 第2項から前項までに規定する利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、前項の利用者の数は推定数とする。

10 第2項から第8項までに規定する障害者支援施設の職員は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）若しくは就労移行支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

11 第1項の施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

12 条例第11条第2号ウの規則で定めるものは、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号。以下「サービス管理責任者等告示」という。）第1号に規定する者とする。

（複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の配置の基準）

第7条 条例第12条の規則で定める基準については、前条（第8項を除く。）の規定によるものとする。ただし、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第2項第5号、第3項第4号及び第5号、第4項第5号並びに第5項第4号及び第5号の規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第2項第3号及び第6号、第3項第2号及び第6号、第4項第2号及び第6号、第5項第3号及び第6号並びに第6項第2号及び第4号の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうちサービス管理責任者等告示第3号に規定するものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

（モニタリングの方法）

第8条 条例第19条第9項に規定するモニタリングは、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に利用者に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること

（サービス管理者の業務）

第9条 条例第20条の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

(3) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第10条 条例第35条の規則で定める給付金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第三十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年厚生労働省告示第379号）に規定する給付金とする。

2 前項の給付金は、次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（居室面積の経過措置）

2 平成18年10月1日前から引き続き存する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第31条に規定する身体障害者授産施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号。以下「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。）第50条第1号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。以下「身体障害者授産施設」という。）、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設（整備省令による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。）又は旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設（旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。以下「知的障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。

3 平成18年10月1日前から引き続き存する法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）又は同項第2号に規定する精神障害者授産施設（整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第23条第1に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第2号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.4平方メートル」とする。

4 平成18年10月1日前から引き続き存する身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第4条の規定の適用を受けているもの又は知的障害者更生施設若しくは知的障害者授産施設において、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

5 平成18年10月1日前から引き続き存する旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設（以下「身体障害者療護施設」という。）であって、旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第3条の規定の適用を受けているものが施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこの施設の建物について第5条の規定を適用する場合においては、同条第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。

（ブザー又はこれに代わる設備の経過措置）

6 平成18年10月1日前から引き続き存する身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第5条第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

(廊下幅の経過措置)

7 平成18年10月1日前から引き続き存する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第2項第8号ア中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」とする。

8 平成18年10月1日前から引き続き存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第5条第8号の規定は、当分の間、適用しない。

9 平成18年10月1日前から引き続き存する身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第5条第8号イの規定は、当分の間、適用しない。

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第62号

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成24年沖縄県条例第89号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(既存病床数及び申請病床数の補正)

第3条 条例第3条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第3条第1項1号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第2号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があった日前の直近の9月30日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があった日前の直近の9月30日において業務が行われなかったときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

(2) 条例第3条第1項第1号に規定する当該申請に係る病床数についての同号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第2号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるものの数は、前項の規定にかかわらず当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

(病院の人員の基準)

第4条 条例第6条に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる従業員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150をもって除した数、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70をもって除した数並びに外来患者に係る取扱処方箋の数を75をもって除した数を合計した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）
 - (2) 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数並びに感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数を合計した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。この場合において、産婦人科又は産科にあってはそのうちの適当数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科^{くわう}にあってはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。
 - (3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
 - (4) 栄養士 病床数100以上の病院にあっては、1
 - (5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当数
 - (6) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあっては、病院の実状に応じた適当数
- 2 前項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

（病院の施設の構造設備）

第5条 条例第7条に規定にする規則で定める構造設備は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 消毒施設及び洗濯施設 蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならないこと（消毒施設を有する病院に限る。）。
- (2) 談話室 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。
- (3) 食堂 内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。
- (4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

（療養病床を有する診療所の人員の基準）

第6条 条例第8条に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる従業員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の提供する医療の実状に応じた適当数

2 第4条第2項の規定は、前項各号に掲げる事項について準用する。

（療養病床を有する診療所の施設の構造設備）

第7条 条例第9条に規定する規則で定める構造設備については、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 談話室 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。
- (2) 食堂 内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。
- (3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

（補則）

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(病院の人員に関する経過措置)

- 2 精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この号において同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換（当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行う旨を平成24年3月31日までの間に知事に届け出た場合における当該転換を行う病床（以下「転換病床」という。）を有する病院に置くべき看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数（以下「看護師等の員数」という。）については、当該病院の精神病床又は療養病床の転換が完了するまでの間（平成30年3月31日までの間に限る。）は、第4条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。この場合において、第1号に掲げる員数は、産婦人科又は産科にあってはそのうちの適當数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科にあってはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができるものとする。
 - (1) 看護師及び准看護師 療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数、転換病床に係る病室の入院患者の数を9をもって除した数、精神病床（転換病床を除く。）及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数並びに感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数を合計した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはその端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数
 - (2) 看護補助者 療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数及び転換病床（療養病床に係るものに限る。）に係る病室の入院患者の数を9をもって除した数に2を乗じて得た数を合計した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはその端数は1として計算する。）
- 3 療養病床を有する病院であって、平成24年4月1日において、健康保険法等の一部を改正する法律第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の指定を受けている同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設（前項に規定する病院又は転換病床のみを有する病院であるものを除く。以下「特定介護療養型医療施設」という。）又は看護師等の員数が第4条第1項第2号及び第3号に掲げる数に満たない病院（以下「特定病院」という。）であるものの開設者が、平成24年6月30日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合には、当該病院に置くべき看護師等の員数については、平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第4条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。この場合において、第1号に掲げる員数は、産婦人科又は産科にあってはそのうちの適當数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科にあってはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができるものとする。
 - (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数並びに感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数を合計した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときはその端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数
 - (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1
- 4 精神病床を有する病院（医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）及び100人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ又はニ(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）を含む病院（特定機能病院を除く。）を除く。）については、当分の間、第4条第1項第2号に掲げる看護師及び准看護師の員数のうち、精神病床に係る病室の入院患者の数を5をもって除した数（その数が1に満

たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは1として計算する。)を精神病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは1として計算する。)から減じた数を看護補助者とすることができる。

(療養病床を有する診療所の人員に関する経過措置)

- 5 療養病床を有する診療所であって、平成24年4月1日において、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第6条第1項第1号又は第2号に掲げる数に満たない診療所(以下この項において「特定診療所」という。)であるものの開設者が、平成24年6月30日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、当該診療所に置くべき看護師等の員数については、平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第6条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。
- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1
 - (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1
- 6 療養病床を有する診療所であって、平成24年4月1日において、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が次項第1号に規定する看護師等の員数に満たない診療所(以下この項において「特定診療所」という。)であるものの開設者が、平成24年6月30日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、当該診療所に置くべき看護師等の員数については、平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間は、**次項第1号**の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1とする。この場合において、当該員数のうちの1については看護師又は准看護師とするものとする。
- 7 第6条に規定する看護師等の員数及び事務員その他の従業者の員数については、当分の間、第6条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。この場合において、第1号に掲げる員数は、そのうちの1については看護師又は准看護師とするものとする。
- (1) 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1
 - (2) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当数

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---